

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成23年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成23年5月19日

9時01分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第2号 専決処分(那智勝浦町税条例の一部を改正する条例)した 事件の承認について	7
日程第5	報告第3号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例)した事件の承認について	8
日程第6	報告第4号 専決処分(平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第9 号))した事件の承認について	9
日程第7	報告第5号 専決処分(平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別 会計補正予算(第3号))した事件の承認について	22
日程第8	報告第6号 専決処分(平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特 別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	24
日程第9	報告第7号 専決処分(平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計 補正予算(第2号))した事件の承認について	26
日程第10	報告第8号 専決処分(平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計 補正予算(第4号))した事件の承認について	28
日程第11	報告第9号 専決処分(平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計 補正予算(第3号))した事件の承認について	29
日程第12	報告第10号 専決処分(平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会 共同設置事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の 承認について	32
日程第13	報告第11号 専決処分(平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正 予算(第2号))した事件の承認について	33
日程第14	報告第12号 平成22年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	35
日程第15	報告第13号 専決処分(那智勝浦町税条例の一部を改正する条例)した 事件の承認について	36
日程第16	報告第14号 専決処分(平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算(第2 号))した事件の承認について	38
日程第17	議案第30号 那智勝浦町教育センターの設置条例の一部を改正する条例	39

日程第18	議案第31号	那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例	47
日程第19	議案第32号	那智勝浦町体育センター設置条例の一部を改正する条例	50
日程第20	議案第33号	平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）	54
日程第21	議案第34号	平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算 （第1号）	61
日程第22	議案第35号	平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2 号）	63

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	左近 誠	2番	蛭川 勝彦
3番	中岩 和子	4番	森本 曦夫
5番	田中 幸子	6番	湊谷 幸三
7番	小谷 一郎	8番	太田 干士
9番	橋本 謙二	10番	引地 稔治
11番	曾根 和仁	12番	東 信介
13番	田中 植	14番	山縣 弘明

3. 会議録署名議員の氏名

10番	引地 稔治	11番	曾根 和仁
-----	-------	-----	-------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
教育長	笠松 昭紀	消防長	小脇 邦雄
参事 （総務課長）	潮崎 有功	総務課新病院 建設推進室長	西田 秀也
会計管理者	宮本 洋和	病院事務長	八木 敦哉
税務課長	濱口 博之	住民課長	寺本 資久
福祉課長	福居 和之	観光産業課長	瀧本 雄之
建設課長	塩地 勇夫	水道課長	上地 清曦
教育次長	小玉 常夫	総務課企画員	畑中 卓也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	藪本 活英
事務局副主査	加味根 涼
事務局副主査	脇地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番森本曦夫議長席に着く]

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

紀南新聞社、熊野新聞社より議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。

撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際してはお手元の傍聴券に記載のしております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開会

○議長（森本昇夫君） ただいまから平成23年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おはようございます。

4月1日付人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

前のほうへお願いいたします。

議員席から向かって左から紹介をさせていただきます。

水道課長上地清曦、消防本部消防長小脇邦雄、会計管理者兼ねて会計課長宮本洋和、以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時02分 開議

○議長（森本昇夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本昇夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

10番引地稔治君、11番曾根和仁君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本昇夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

9番橋本君。

○議会運営委員長（橋本謙二君） 平成23年那智勝浦町議会第2回定例会の日程等につきまして、去る16日に議会運営委員会を持ちまして協議いたしましたその結果を御報告いたします。

〔議事予定表朗読〕

会期、本日19日から27日までの9日間の予定であります。  
本会議4日、委員会3日、純休会2日となっております。  
付議される事件は専決処分等の報告13件、議案6件の計19件であります。  
なお、追加議案1件の予定があるとのことでございます。  
一般質問の通告締め切りは、重なりますが、あす20日17時でございます。  
以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から5月27日までの9日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、会期は本日から5月27日までの9日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（森本昇夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日平成23年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわらず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げる前に先立ち、諸報告を行います。

まずは東日本大震災に関して御報告させていただきます。

3月11日に発生の東日本大震災におきましては死者、行方不明者合わせて2万4,000人を超える方々が犠牲となり、いまだに11万人を超える皆様が不自由な避難所生活を送っておられます。

改めまして犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

地震発生後の本町がとった対応につきまして御報告いたします。

午後2時46分ごろの地震発生後、気象庁は和歌山県に大津波警報を発令しました。町では午後3時30分に役場本庁内に災害対策本部を設置し、避難対象地区の5,710世帯、1万3,828人に避難指示を出したところ、町指定の避難所や各地区の緊急避難場所など19カ所に約1,200人が避難されております。津波は浦神湾で午後4時10分に最大波1.4メートルを記録し、浦神湾の養殖いかだに被害が出ております。住民の避難者数約1,200人という数字は避難対象地区人口

の約8%にすぎず、かなり少ないものであると言わざるを得ません。大津波にのみ込まれる被災地の状況をテレビ等を見て、本町住民も津波の恐ろしさを再認識したことと思いますが、今後も各区の自主防災組織と連携し、啓発に努めなければなりません。

次に、被災地への支援状況であります。

3月12日から17日と15日から20日の2回、消防本部から緊急消防援助隊として各5名が出発し、宮城県石巻市、女川町で救助活動を行いました。その後も日本水道協会からの要請により給水活動のため水道課職員2名を岩手県大船渡市へ、厚生労働省からの要請により被災地の皆様の健康管理のため保健師1名を岩手県山田町へ、和歌山県からの要請により避難所支援活動のため総務課防災係職員2名を岩手県山田町へ派遣しております。

また、4月15日から18日まで町独自の支援活動として町職員10名と民間協力者6名による官民一体となった支援活動を行い、宮城県気仙沼市唐桑町の避難所4カ所において生マグロとめはりずし等による炊き出しを行い、また町民から募った生活支援物資を届けて大変喜んでいただきました。御協力いただきました民間団体、企業、個人の皆様に改めてお礼申し上げます。

そのほかにも自治労関係で町職員3名が岩手県宮古市で支援活動を行い、商工会青年部OB有志による岩手県釜石市への支援物資搬送も行われております。

被災者の受け入れにつきましては、宮城県気仙沼市から1世帯2名を町営住宅へ受け入れております。また、今後の避難者の受け入れに備えて一時受け入れのための住宅、住居等の貸し出しを回覧にて町民の皆様にも協力願ったところ、3件の申し出がございました。

義援金につきましては、3月14日から役場本庁、各出張所、町立病院、福祉健康センターで受け付けを行っており、4月30日現在で2,272万9,362円を受け入れております。

なお、義援金受け付けは8月末まで行います。

震災の観光業への影響でございます。

今回の大震災は本町の観光にも大きな影響を与えました。1月、2月と宿泊人員は順調に伸びておりましたが、この日を境に予約のキャンセルが相次ぎ、3月は対前年比32.2%の減少となりました。その影響は4月も続き、ゴールデンウィークの予約も芳しくありませんでしたが、ようやく4月後半になって予約が回復し、特に5月3日と4日には町内各旅館とも満室となり、予約をされずに旅館組合にお越しいただいたお客様に対しお断りを申し上げなければならぬ状況でありました。

また、大門坂を歩かれるお客様も多く、大門坂駐車場を初め那智山周辺の駐車場も多くの自動車に御利用いただき、大変なにぎわいを見せていました。今後の観光客の推移につきましては依然厳しいものがあると思われませんが、昨年取り組んだ全国の信用金庫が主催する年金旅行がことし本町を訪れていただけるという明るいニュースもございます。今後とも観光客誘致に積極的に取り組み、日本を元気にを合い言葉にこの那智勝浦から元気のもとを発信してまいりたいと存じます。

以上が東日本大震災に関する報告であります。

次に、熊野那智世界遺産情報センターにつきましては、道の駅「なち」に3月26日オープン

いたしました。平成16年7月に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産に登録され、本宮に世界遺産センターがオープンする中で、本町におきましても那智勝浦町の世界遺産を紹介する場所が必要であり、また世界遺産センターのサテライトとして情報発信など、その役割を担うことができるような施設の整備を計画しておりました。那智駅交流センターという限られた空間の中で熊野、那智の雄大な遺産や自然を表現するため、那智の自然を交流センターに凝縮するような展示、那智の祭りなどの3面マルチディスプレイの映像、そして那智参詣曼陀羅の描かれた世界が、悠久の時を経て今なお色あせない熊野、那智を私たちに体感させてくれます。ゴールデンウィーク期間中は連日300人前後のお客様にお越しいただき、本町の世界遺産を紹介しております。

また、私たちの町の歴史と文化を学ぶ第一歩として、世界遺産の町、那智勝浦町で育ったことを誇りにできるよう、特に小学校、中学校や学生の皆様にはぜひごらんいただきたいと思っております。

次に、教育委員会の旧三川小学校への移転につきましては、7月移転をめどに準備を進めております。

なお、旧三川小学校は3月27日に閉校式を行い、109年の歴史に幕をおろしました。旧三川小学校の児童5名は4月から勝浦小学校へ元気に登校しており、スクールバスにより安心・安全な登校を行っております。

次に、第62回全国植樹祭につきましては、天皇、皇后両陛下の御臨席のもと、5月22日に田辺市新庄総合公園において開催されます。和歌山県では昭和52年に本町的那智高原公園で第28回大会が開催されたのに続き、2回目の開催となります。本町での関連行事としまして、5月29日に那智高原公園において地域植樹祭、那智勝浦町民の森を予定しております。5月22日に天皇、皇后両陛下がお目通しされたシラカシの植栽や一般参加者による苗木の植栽等を行い、豊かな国土の基盤である森林、緑に対する理解を深める行事にしたいと考えております。既に議員の皆様にも御案内させていただいておりますが、万障お繰り合わせの上御参加いただきますようお願い申し上げます。

次に、会議に付議すべき事件について御報告いたします。

今議会に提案いたしております議件は19件でございます。その内訳は専決処分の報告12件、繰越計算書の報告1件、条例の改正3件、補正予算3件となっております。

その概要について御説明を申し上げます。

まず、報告第2号、報告第3号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第4号から報告第11号は、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費の確定による増減が主なものとなっております。

報告第12号は、一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての報告であります。

報告第13号は、東日本大震災に関連した法律改正に伴い条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第14号は、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、東日本大震災被災地へ職員等派遣費用が主なものです。

議案第30号から議案第32号は、教育センター等の移転に伴う条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第33号は平成23年度一般会計補正予算（第3号）、議案第34号は平成23年度通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）、議案第35号は平成23年度町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）であります。

議案第33号一般会計補正予算の主なものといたしましては、高津気区民会館及び長井区民会館改修工事補助金、地域子育て創生事業実行委員会への補助金、町立温泉病院事業会計への繰り出し、小金島漁港環境整備等に関連し設置する産地協議会への負担金、町管理防犯灯の取りかえ工事、避難場所案内看板及び誘導灯の設置、地震計移設業務委託などの補正で、歳入歳出それぞれ8,486万6,000円を追加し、予算総額を71億3,189万8,000円とするものであります。

議案第34号の通所介護事業費特別会計補正予算の主なものといたしましては、通所介護施設ゆうゆうの修繕料、備品購入費の補正についてお願いするものであります。

議案第35号の町立温泉病院事業会計補正予算は、新病院建設に伴う教育センター等解体撤去工事費を計上しており、財源として企業債と一般会計出資金を充てるものであります。

以上が本議会に提案いたしました19件の概要であります。その詳細については担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。

○議長（森本昇夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第4、報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日に専決処分いたしております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「4月1日から同月30日」を「5月1日から同月31日」に改める。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

税条例第67条は固定資産税の納期について定めたもので、第1期の納期について4月1日から同月30日と定めているものを、5月1日から同月31日に改めるものでございます。

これにつきましては、平成9年度以降毎年税条例の一部を改正する条例の経過措置を定める附則として固定資産税の第1期の納期を変更しておりましたが、既に5月に定着化しており、本則を改めるほうがわかりやすいため、第67条を改正させていただいたものでございます。

なお、毎年国会において新年度の税制改正に係る法案が旧年度内に成立し公布されるのに伴い、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例も専決させていただいておりますが、本年は3月31日までに成立せず、現在も衆議院で審議中となっております。したがって、今回の改正につきましては町独自に必要な改正分のみ専決させていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第3号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第5、報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されま



して、本年4月1日から施行されたことに伴いまして、本町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日付で専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中の改正につきましては医療分に係る基礎課税限度額を「50万円」から「51万円」に、同条第3項中の改正につきましては後期高齢者支援金等の課税限度額を「13万円」から「14万円」に、また同条第4項中の改正につきましては介護納付金課税限度額を「10万円」から「12万円」とするものでございます。

次の第24条は国民健康保険税の減額を規定しているもので、納税義務者の所得層に応じて課する国民健康保険税の軽減により得た額の限度額を同様に「50万円」から「51万円」に、「13万円」から「14万円」に、「10万円」から「12万円」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は23年4月1日から施行し、改正後の規定は23年度以降の国保税に適用し、22年度分までの国民健康保険税については従前どおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 専決処分（平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第6、報告第4号専決処分（平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第4号専決処分（平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,090万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,902万7,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入の款1の町税から下の3ページ、款21町債まで、歳入合計で補正前の額は70億3,812万3,000円、補正額1億4,090万4,000円、計71億7,902万7,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から次のページ、款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額、ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

起債の目的欄、消防防災施設整備事業から過疎対策事業まで、借入限度額の確定により補正をお願いしてございます。

7ページです。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括、歳入です。款1の町税から款21の町債まで歳入合計で、補正前の額70億3,812万3,000円、補正額は増額の1億4,090万4,000円、計71億7,902万7,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出です。款2の総務費から款12諸支出金まで、歳出合計の補正額は1億4,090万4,000円の増額となっております。その補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金で3,678万3,000円の減額、地方債で6,470万円の減額、その他特定財源で451万2,000円の増額、一般財源で2億3,787万5,000円の増額となっております。

10ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から、14ページをお願いいたします、14ページの款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定及び事業費の確定により補正をお願いしてございます。

そのうち14ページの款10の地方交付税ですが、補正額2億1,949万6,000円で、計29億

9,113万3,000円となっております。その内訳といたしまして、普通交付税で25億7,151万9,000円、特別交付税で4億1,961万4,000円となっております。平成21年度と比較いたしまして2億468万円、率にいたしまして7.3%の増となっております。

17ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節7県移譲事務市町村交付金につきましては、平成22年4月からの市町村への権限移譲に係る事務的経費として交付決定されたものでございます。

19ページをお願いいたします。

款20諸収入、目1雑入、説明欄上から3行目の区市町村振興協会市町村交付金670万4,000円につきましては、市町村振興宝くじ、サマージャンボとオータムジャンボですが、その発売庁であります都道府県からその収益金が市町村振興協会を通じて交付されたものでございます。

20ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、事業の確定により減額をさせていただいております。

次に、22ページをお願いいたします。

3歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、共済費初め、不用額の減額をさせていただいたものでございます。

目2文書広報費の減額につきましては、町勢要覧及び町勢要覧のダイジェスト版作成時、入札による差額実績に基づき調整をさせていただいたものでございます。

目7企画費につきましては、画像等の資料、データベース構築事業の減によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目2利子1,007万3,000円の減額につきましては、財政融資で予算見積時、見込み利率を3%で計上しておりましたけれども、確定が1.2%から1.9%によるものでございます。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費2億円につきましては、説明欄記載の財政調整基金積立金として、目2の減債基金費2億1,000万円につきましては、減債基金積立金としてそれぞれ積み立てをするものでございます。

35ページには補正予算に係る給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 選挙関係について御説明いたします。

歳入の19ページをお願いいたします。

19ページの款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2参議院議員選挙費委託金508万9,000円の減額補正につきましては、平成22年6月24日告示、同年7月11日に執行されました第22回参議院議員通常選挙において和歌山県から交付される執行経費の精算確定によるも

のでありまして、受け入れ委託金は1,016万8,000円となるものであります。次に、節区分3県知事選挙費委託金333万円の減額補正につきましては、平成22年11月11日告示、同年11月28日に執行された和歌山県知事選挙において、同じく和歌山県から交付される執行経費の精算確定によるものでありまして、受け入れ委託金は953万8,000円となるものであります。

続いて、歳出の23ページをお願いいたします。

下段にあります款2総務費、項4選挙費、目2参議院議員選挙費の508万9,000円の減額補正につきましては、歳入で御説明いたしました委託金の精算確定により事業費を歳入と同額とさせていただきます。

次のページをお願いします。

目3県知事選挙費333万円の減額補正につきましても、歳入の委託金の精算確定により事業費を歳入と同額とさせていただきます。

次のページが目4農業委員会委員選挙費については、81万5,000円の減額補正をしております。

選挙費については以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人と合わせて534万2,000円を増額いたしまして、計5億5,184万3,000円とさせていただきます。内訳につきましては、個人の滞納繰越分で518万6,000円を、法人の滞納繰越分で15万6,000円を決算見込みにより増額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、滞納繰越分で1,587万1,000円を決算見込みにより増額し、計8億4,542万円とさせていただきます。

次に、項3の軽自動車税でございますが、滞納繰越分で決算見込みに基づき17万3,000円を増額し、計4,073万3,000円とさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

一番上の項4町たばこ税につきましては、決算見込みに基づき859万6,000円を増額して、計9,869万6,000円とさせていただきます。増額の主な要因は、昨年10月の値上げによるものでございます。

次に、項6の入湯税でございますが、186万5,000円を減額しまして、計9,163万5,000円とさせていただきます。入湯税につきましては、当初の見込みより宿泊客数が約1万2,377人、約2%の減となっていることによるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

歳出でございます。一番上段の款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費につきましては、215万8,000円減額させていただきます。内訳につきましては、節13委託料で説明欄記載の国税申告データ連携システム導入委託が68万3,000円と不動産鑑定業務委託、これは平成

24年度固定資産税の評価がえに係るものでございますが、147万5,000円減額させていただいております。

次に、目2の賦課徴収費につきましては193万3,000円を減額させていただいております。内訳につきましては、節区分8報償費で58万3,000円の減額をさせていただいております。これは前納報奨金に係るものでございまして、決算見込みに基づき減額させていただいております。ちなみに、平成22年度におきましては合計で6,319件、1,091万6,700円の前納報奨金を交付しております。次の節23償還金利子及割引料につきましては、これは過誤納金還付金を支出するものでございますが、見込みよりも法人税の還付が少なかったこと等により135万円減額させていただいております。

税務課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いします。

下段の款13使用料及手数料、項1使用料、目3衛生使用料、補正額144万円につきましては、節1の斎場使用料で使用件数及び使用料の確定によるものでございます。

15ページをお願いします。

項2の手数料です。目2衛生手数料、補正額83万3,000円の減額につきましては、節3廃棄物処理手数料でクリーンセンターへ直接持ち込まれるごみに係る手数料及び指定ごみ袋販売手数料の実績によりまして減額したものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節10の保険基盤安定負担金、補正額12万6,000円につきましては、国民健康保険税に係る低所得者への軽減措置に係る保険者支援分として国から2分の1の交付を受けています。国民健康保険基盤安定負担金の交付決定により追加補正したものでございます。

16ページをお願いします。

項2の国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、補正額111万8,000円の減額につきましては、節1で循環型社会形成推進交付金で当初合併浄化槽設置基数70基に対し計上しておりましたが、22年度設置基数は59基となり、それに対する国3分の1の補助金が確定したことにより減額したものでございます。

項3委託金、目2民生費委託金、補正額49万1,000円の減額につきましては、節2で国民年金事務委託金で基礎年金等事務費交付金の確定によるものであります。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、次のページの節9保険基盤安定負担金84万8,000円につきましては、国民健康保険税の軽減分に対する4分の3と低所得者への軽減措置に係る保険者支援分4分の1の交付決定により追加補正したものでございます。次の節10の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金116万6,000円の減額につきましては、後期高齢者医療保険料に係る低所得者への軽減分に係る県負担金の交付決定によるものでございます。

次の項2の県補助金、目2民生費補助金、補正額623万9,000円の減額につきましては、節9

の老人医療費補助金6万9,000円の減額から次の18ページの節12乳幼児医療費補助金24万9,000円まで、補助金の交付決定及び過年度収入の受け入れによりまして、それぞれ増減の補正を行ったものでございます。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金111万8,000円の減額につきましては、国庫補助金同様、平成22年度合併浄化槽設置基数59基に対する県3分の1の補助金が確定したことによるものでございます。

次に、19ページをお願いします。

款20諸収入、目1雑入の節1雑入で、住民課の関係は説明欄1行目の過年度医療費返還金39万8,000円で、これにつきましては後期高齢者の重度心身障害者に係る高額医療費及び高額介護サービス料について後期高齢者医療広域連合の負担となることから、過年度に係る高額分について広域連合から返還を受けたものでございます。説明欄下段のリサイクル用金属等売り払い690万5,000円は、資源化处理分別した金属類、古紙類等の売り払いによるものでございます。

次に、23ページをお願いします。

歳出です。中ほど款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、補正額29万1,000円の減額につきましては、節14使用料及賃借料、説明欄記載の戸籍システム借上料で、昨年10月に入れかえを行った新システムに係るもので、実績により不用額が生じたので減額したものでございます。

次に、25ページをお願いします。

下段寄りの款3民生費、目1社会福祉費、節28繰出金4,737万4,000円の減額で、説明欄国民健康保険事業費特別会計への繰出し4,096万5,000円の減額につきましては、国保特別会計における収支の概算により、次の26ページの上段、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出し640万9,000円の減額につきましても、後期特別会計におけます収支の概算によりまして、それぞれ繰出金を減額補正させていただいたものでございます。

次の目2の国民年金事務費につきましては、歳入の国庫委託金確定による財源内訳の変更でございませう。

目8重度心身障害児者福祉医療費から目10の老人医療費の補正につきましては、審査支払い委託とそれぞれ医療費の確定によりまして補正したものでございます。

次の27ページをお願いします。

項2の児童福祉費、目4乳幼児医療対策費、補正額62万5,000円につきましても、医療費の確定により補正したものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、補正額944万3,000円の減額で、節13の委託料134万4,000円の減額は説明欄、広域廃棄物最終処分場候補地選定調査委託で、財団法人紀南環境整備公社で進めております最終処分場整備の候補地5カ所の現地調査に係る本町負担分確定によるものでございます。節19負担金補助及交付金809万9,000円の減額で、説明欄、環境衛生施設一部事務組合負担金400万円の負担金につきましては、大浦浄苑の決算見込みにより、

また次の財団法人紀南環境整備公社運営補助金から生ごみ処理容器購入事業補助金につきましては、それぞれ実績に基づきまして減額補正したものでございます。

目5健康増進費、節28繰入金25万1,000円の減額につきましては、老人保健事業費特別会計は平成23年3月31日で廃止となり、事業費は清算することになります。老人保健特会におきましては、平成21年度決算で繰越金が大きく生じたことから、繰入金が不用となりました。それにより全額減額するものでございます。

次に、28ページをお願いします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、補正額2,227万円の減額で、節11需用費1,049万円、節12の役務費745万6,000円の減額につきましては、実績及び見込みにより補正させていただいております。また、節13委託料で一般廃棄物処理基本計画策定業務委託298万2,000円の減額につきましては、基本計画は当初前回作成の10年以上前とは町の概況等やごみ行政も変化してきていることから予算をお願いしておりましたが、新たな施設整備に必要となる地域整備計画との整合性を再度検討の結果図りたく、従前の計画改正に伴いまして専門による策定業務につきましては後年度地域整備計画と並行して行うときに再度お願いいたしたく、今回減額させていただいております。ごみ焼却施設運転管理業務委託につきましては、実績に基づき減額となったもので、また大気・水質測定業務委託につきましても実績によるもので減額させていただいております。節18備品購入費の44万6,000円の減額につきましては、当初予算でダンプトラック1台を購入いたしました。施設用備品の購入が必要となったことから購入させていただき、さらに不用額が生じたことから減額補正させていただいたものでございます。

住民課の関係につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

歳入でございます。（款）14国庫支出金、（項）1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、減額369万6,000円、節2障害者医療費負担金減171万9,000円につきましては、事業実績見込みによるものでございます。これは負担金は2分の1でございます。身体、知的、精神障害者に対する補助の分でございます。節3保育所運営費国庫負担金、減額の555万1,000円につきましては、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所4カ所の措置数の減によりまして事業費の精算をするものでございます。

16ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金から節3保育所運営費負担金までは国庫負担金と関連した県の負担金で、実績見込みによる減でございます。

18ページをお願いします。

目3衛生費補助金、節2母子保健対策費補助金減32万4,000円につきましては、妊婦健康診査費補助金38万4,000円減、一般不妊治療費助成事業費補助金6万円増の実績見込みによるも

ので、負担率は2分の1でございます。

節7 新型インフルエンザワクチン接種費補助金減175万円につきましては、補助実績による減額でございます。

25ページをお願いします。

歳出でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節20 扶助費減額81万円につきましては、福祉手当の事業費の精算でございます。

26ページをお願いします。

目3 老人福祉費、節13 委託料265万円の減額につきましては、生活機能改善通所事業委託事業、生活管理指導員派遣事業で、事業精算によるものでございます。節20 扶助費減536万3,000円につきましては、説明欄記載の事業見込みに伴う減額でございます。節21 繰出金630万9,000円の増につきましては、説明欄記載の特別会計の事業実績見込みによる増額でございます。

目7 障害者福祉費、補正額1,426万円の減額につきましては、節20 扶助費で施設入所支援、障害者自立支援医療の事業実績に伴う減額でございます。

目11 福祉健康センター費、節18 備品購入費181万6,000円の減額につきましては、12月補正で空調設備一式254万9,000円を計上させていただきましたが、入札差金による減額でございます。

27ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目2 児童措置費、補正額減額2,413万5,000円につきましては、節13 委託料233万5,000円減で、下里保育所新築工事設計業務委託費の執行差金による減額でございます。節19 負担金補助及交付金2,180万円の減額につきましては、私立2 保育園の運営交付金で児童措置数の減により減額するものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、補正額300万円の減につきましては、予防接種委託の実績に伴う減額でございます。特に、65歳以上のインフルエンザ個別接種者の減及び新型インフルエンザの非課税世帯の補助接種者が予定より少なかったのが要因でございます。

目5 健康増進費、節13 委託料290万円の減額につきましては、各種検診の事業実績に伴う減額でございます。

目6 母子対策費、節13 委託料136万円の減額につきましては、妊婦健診診査費の事業精算によるものでございまして、妊婦1人当たりの使用金額が減少したため減額するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課の関係を御説明申し上げます。

まず、歳入のほうであります。18ページのほうをお願いいたします。

下になります。款15 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金804万3,000円の減額であります。節12 ふるさと雇用再生特別基金補助金、節13 緊急雇用創出事業臨時特例基金補助



金、これ兩者につきましても事業の精算による減額であります。耕作請負隊事業につきましても、みくまの農業協同組合に委託しております。森林の担い手育成事業につきましても、木原造林をお願いした分でございます。

続きまして、下の19ページ、款20諸収入、項3雑入、目1雑入、そのうち節区分説明欄上から2段目、活力ある地域づくり支援事業交付金300万円であります。これにつきましても、県の企画のほうと相談して申請しておりましたが、残念ながら今回見送られることになりましたので、ここで減額をお願いするものであります。

続きまして、歳出のほうの御説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

29ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、補正額、減額の339万1,000円。節13委託料339万1,000円、耕作請負隊事業委託。これにつきましても、みくまの農協に委託しております耕作請負隊の事業に関する事で、事務費等々の使い切れなかった部分で減額するものであります。

続きまして、目5那智駅交流センター管理費、補正額、減額197万1,000円。節4の共済費から11需用費まで、歳出予定を見まして、この額を減額しております。光熱水費につきましても、主に電気代と水道代が余ってきたため減額させていただいております。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料、森林の担い手育成事業委託。これ、木原林業をお願いしておった分でございますが、これにつきましても10月からお願いしておりましたが、なかなか後継者育成の事業でありまして応募者が少なく、当初4人予定しておりましたが、1人だったり、2人になったりして、その事業として満額を使い切ることができませんでしたので、減額をするものであります。

続きまして、項3水産業費、目2水産振興費、補正額が減額の300万円。これにつきましても、勝浦漁港、新しい駐車場の下、部屋ではないんですが、階段のスペースにマグロ漁業に関する、またマグロに関する展示品を10分の10の補助金をいただいてやる予定でありましたが、補助金に漏れましたので、その分300万円減額させていただいております。

続きまして、30ページ、お願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目4体育文化会館費、減額補正1,662万4,000円です。内容といたしまして節13委託料225万3,000円の減額、説明欄記載のとおり空調設備保守点検。これは新しく変えました関係で予算を減額させていただいております。樹木管理業務委託45万円減額。これにつきましても建設課で雇用をしております臨時職員によりやっております。そして、次の清掃業務管理委託45万4,000円の減額につきましても、入札差額によります。一番下、設計監理業務委託77万1,000円。これも入札による差金であります。

節15工事請負費、減額の1,437万1,000円。これにつきましても、太陽光パネル、それから空調ボイラー、LED照明、この3点セットでやらせていただきました補助事業の入札差額であります。

以上が観光産業課の補正であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について説明をさせていただきます。

30ページ、31ページをお願いします。

歳出でございます。款7土木費、目2道路新設改良費、節15工事請負費313万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の各工事の入札執行による減額が主であります。

建設課の関係については以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 消防関係について御説明いたします。

31ページをお願いします。

歳出でございます。款8消防費、目1常備消防費、補正額で44万円の増額をさせていただいています。これは節3職員手当等の支払い額の確定に伴い増額するものです。

目2非常備消防費の補正額、961万6,000円の減額につきましては、消防団員等に係る年報酬等の支払い額の確定に伴い減額するものであります。うち節1報酬の説明欄記載の演習等出勤手当138万円の減額につきましては、この手当の中に定期研修訓練や大雨洪水警戒、行方不明者の捜索活動等が含まれており、それぞれの出勤案件や出勤人員が見込みを下回ったことに伴い減額するものであります。火災出勤手当132万円の減額につきまして、昨年度火災は12件、うち消防団が出動した火災は4件、その出勤人員を下回ったため減額するものであります。

32ページをお願いします。

節5災害補償費、節8報償費、節11需用費の減額につきましても、支払い額の確定に伴い減額するものであります。節8報償費の説明欄、福祉共済制度弔慰金200万円の減額につきましては、支払い案件がなかったため減額するものであります。

目3消防施設費、補正額92万8,000円の減額につきましては、消防団の車両、機械の整備に伴う事業費の確定により減額するものであります。

消防の関係は以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

歳入でございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金、節3安全・安心な学校づくり交付金642万2,000円については、昨年6月の第2回定例会において御承認いただいた説明欄記載の事業に係るものでございます。宇久井中学校屋内運動場大規模改修事業の619万9,000円につきましては、耐震補強工事部分に対する補助金を計上しておりましたが、実施に当たり大規模改造部分についても補助の対象となりましたので、受け入れを行うものでございます。また、那智中学校屋内運動場大規模改修事業の22万3,000円については、対象経費の精算による事業費の確定によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、事業費の

確定による財源内容の変更でございます。

次のページ、項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金217万1,000円の減額は、説明欄にもありますように、教員臨時雇賃金152万2,000円と給食調理員賃金64万9,000円を減額するものであります。減額する理由でございますが、教員臨時雇賃金152万2,000円の減額につきましては、当初において小学校教員臨時雇賃金として6名分をいただき、学校において教育上特別の支援を必要とする障害のある児童に対しまして授業中の介助員として児童に付き添って授業が受けられるように臨時に雇用する費用であります。1カ月の勤務日数を最大の22日、10カ月分で計上しておりましたが、実際には祝祭日や欠勤等で22日に満たない月が多く、その不用額を減額するものであります。また、給食調理員は月額賃金で1年間の雇用契約を行い、毎年契約更新をしております。そのため有給休暇が与えられており、給食調理員がそれぞれ有給休暇をとったときに、そのかわりとなる調理員が必要となります。また、病休の場合も補充が必要なため、当初においてその分の賃金を見込んで予算計上いたしておりましたが、有給休暇をとられた方が見込みよりも少なく、また病休をとられた方もなかったため、今回不用額として減額するものでございます。節18備品購入費136万円の減額につきましては、三川小学校と勝浦小学校の統合に伴い購入したスクールバスの事業費確定により減額するものであります。

次の目2教育振興費、節20扶助費121万7,000円の減額であります。これは就学援助費として要保護、準要保護の世帯に対して学用品費等を援助するものでありまして、当初の見込み人数よりも少なく済んだことによるものであります。

次の項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料305万6,000円の減額につきましては、那智中学校校舎の耐震診断事業委託で入札執行による減額であります。節15工事請負費125万5,000円の減額については、昨年9月の補正予算で御承認いただいた下里中学校フェンス改修工事の入札執行による差額分の減額であります。

次の目2教育振興費、節19負担金補助及交付金の中学校体育連盟大会参加補助114万8,000円の減額につきましては、町内中学校のクラブ活動等の各種大会出場の旅費、宿泊費等の補助で、予算額360万円に対し実績により114万8,000円を減額するものでございます。県大会への出場が少なかったことによるものであります。節20扶助費、就学援助費135万1,000円の減額であります。これは小学校費と同じく、当初の見込み人数よりも少なく済んだことによるものであります。

目3宇久井中学校屋内運動場大規模改修事業費、節15工事請負費594万5,000円の減額については、入札執行による差額分の減額であります。

次のページをお願いいたします。

目4那智中学校屋内運動場大規模改修事業費、節13委託料の説明欄、設計監理業務206万2,000円の減額と節15工事請負費862万1,000円の減額については、入札執行による差額分の減額であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時17分 休憩

10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

質疑を行います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 森林の担い手育成事業についてお伺いたします。

これ人を募集するとき、どのような募集方法及び募集した地域、那智勝浦町とか新宮とか、その地域の範囲はどれぐらいだったのでしょうか。

それともう一点、耕作請負隊、これどこだったかな、同じく29ページ、項1農業費の3農業振興費、これもその募集方法及び募集地域をお知らせください。お願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、森林の担い手育成事業委託、この件につきましてですが、これにつきましては緊急雇用の補助金をいただいた関係で、募集はハローワークを通して、地域限定ではございませんで、ハローワークの中での募集ということになっております。

そして、同じく募集したのが、木原造林が独自にそういう、こちらの指導のもとハローワークを通して募集していただきました。

そして、耕作請負隊事業につきましてもみくまの農業協同組合に委託をしておりますので、みくまの農業組合からハローワークを通して募集をさせていただいております。

○議長（森本昇夫君） 2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 那智勝浦町の失業率というのは結構高いんじゃないかなと思うんですけども、町の広報及び町のホームページ等々では募集をしなかったのでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） これは委託先であります農協もしくは木原のほうで募集していただきましたので、私ども町のほうが募集の案内をしてございません。

○議長（森本昇夫君） 2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） せっかく緊急雇用対策事業でこういうお金が出てるので、町経済を潤すためにもできるだけその募集方法を考えていただいて、とった予算に見合う人材、人員を確保する、特に他県から和歌山県那智勝浦町へ移住していただければ人口もふえますし、勝浦の経済も潤うんじゃないかと思うんで、募集方法をもうちょっと委託先事業に考えていただくようお願いしていただければありがたいと思いますんで、よろしくお伺いたします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員おっしゃるとおり、町内の失業者の方を救済する目的もございましたので、今後こういう事業がありましたら、そういうことも踏まえてしていきたいと思

っております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 観光産業課の事業が減額されるというのは非常に残念なことなんですが、この19ページの活力ある地域づくり支援事業というのも漏れてしまったということなんですが、非常に残念に思うのですが、この事業は大体具体的にどのような事業が計画なされていたのかだけ説明ください。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） お答えいたします。

議員が御指摘いただきました歳入のほうの活力ある地域づくり支援事業交付金300万円、これについて歳出のほうで御説明申し上げますと、29ページのほうになります。この中で水産業費の中で節の11から次のページの備品購入費まででございます、これにつきましては当初元氣プロジェクトというものを県と町とでつくりまして、関係漁業者等々も入っておりますが、そこで人工地盤の中でマグロの港町、マグロのにおいのすると申しましょうか、そういう風情の出ることを県と一緒に考えようということで立ち上げて検討しておりました。その中でそっこのほうの補助金は2分1ということもございまして、この10分の10の補助金でやる、こちらの補助金に、宝くじ関係の補助金でありましたので、そちらのほうに乗りかえたんでありますが、うまくいきませんでした。中身につきましては、ここに書いておりますとおり、人工地盤の階段の途中にあります広い場所にマグロの剥製、またマグロに関する漁業、いろいろなことをテレビ、映像化して、DVD、ビデオをつくって、それを映像化して、ガラス張りでマグロの競りを見ながらそういうマグロのことを学んでいただけるような施設ということで考えておりましたが、残念ながら補助金がなかったので、22年度については実施できませんでした。また、これについてはぜひともやっていかなあかんということで、また率のいい補助金を探しつつ、そういうことをやっていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第5号 専決処分（平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正  
予算（第3号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第7、報告第5号専決処分（平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業  
費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第5号専決処分（平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別  
会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,845万円を減額し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ27億604万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入、款4国庫支出金から款12諸収入までの歳入合計、補正額は減額の2,845万円  
でございます。

次の5ページは歳出です。

歳出は款1総務費から款10諸支出金まで、歳出合計の補正額は、歳入と同額の2,845万円の  
減額で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国庫支出金で1,993万6,000円の増、そ  
の他827万6,000円の減、一般財源で4,011万円の減となっております。

次に、6ページをお願いします。

2歳入です。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額2,810万  
1,000円から目3特定健康診査等負担金、補正額、減額の53万6,000円につきましては、給付  
費、事業費等に対する国庫負担金が確定しましたので、それぞれ減額補正させていただいてお  
ります。

項2の国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額665万3,000円につきましては、説明欄にご  
ざいですが、普通調整交付金とシステム改修等に対する特別調整交付金の確定により、また次  
の目2出産育児一時金補助金、補正額18万円の減額につきましては、出産件数見込み申請によ  
る補助金の確定により補正させていただいております。

目3高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額15万3,000円につきましては、高齢者負  
担割合凍結に伴う必要経費に対し補助されたことから、補正させていただいております。

次の7ページの款5療養給付費交付金、補正額1,004万2,000円の減、それから款6前期高齢者交付金、補正額64万6,000円の追加補正につきましては、社会保険支払基金からの交付金確定によるものでございます。

8ページをお願いします。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、補正額51万8,000円、それと目2の特定健康診査等負担金、補正額、減額の53万6,000円につきましては、事業費等に対する負担金の確定がありましたので減額補正させていただいております。

項2の県補助金、目1財政対策補助金、補正額107万2,000円の減額につきましては、老人医療費支給対象者及び重度心身障害児者医療費の公費負担実施による影響分に対する補助金の確定、それから目2の財政調整交付金、補正額1,161万1,000円の減額につきましては、普通調整交付金の減と医療費適正化や収納体制の充実強化等の事業に対する特別調整交付金の確定により補正させていただいております。

次の款10繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金、補正額129万9,000円は軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れた国県負担金に町負担金を加えた額が確定したことによるものでございます。

9ページの節2その他一般会計繰入金、補正額4,226万4,000円の減額につきましては、今回の補正予算収支におきまして差額が生じたので、その他一般会計繰入金を減額補正させていただいたものでございます。

次の款11繰越金、補正額24万4,000円は前年度繰越金、款12諸収入、目1延滞金、補正額61万1,000円は実績により補正したものでございます。

次の10ページをお願いします。

項3雑入、目1雑入、補正額112万円は説明欄記載の介護従事者処遇改善臨時特例交付金で、介護従事者の処遇改善に伴う介護保険料の上昇を抑制するための交付金で、国保連合会から受け入れたものでございます。

次に、11ページをお願いします。

款1総務費、目1一般管理費、補正額149万3,000円の減額、項2の徴税费、目1賦課徴收费、補正額174万8,000円の減額につきましては、それぞれ事業実績に基づき減額補正させていただいております。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1の一般被保険者療養給付費、補正額、減額の1,692万8,000円、それから次の12ページの1つ飛びまして目3一般被保険者療養費、補正額、減額の20万円につきましては、一般被保険者の療養給付費及び療養費の確定によりまして、それぞれ減額補正をさせていただいております。

目2の退職被保険者等療養給付費及び目4の退職被保険者等療養費につきましては、特定財源確定による財源内訳の変更でございます。

次の項2の高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、補正額、減額の423万6,000円につきましては、一般被保険者の高額療養費の確定による減額補正でございます。

目2の退職被保険者等高額療養費につきましては、特定財源確定による財源内訳の変更でございます。

次の13ページの項3出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましても、国庫補助金確定による財源内訳の変更でございます。

項4の葬祭諸費、目1葬祭費54万円の減額補正につきましては、平成22年度の葬祭給付件数確定によるものでございます。

次に、款3の後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金から次の次のページの15ページの上段、款7の共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金までにつきましては、国、県の負担金及び国保連合会からの交付金の確定による財源内訳の変更でございます。

款8保健事業費、目1特定健康診査等事業費、補正額169万4,000円の減、次の項2の保健事業費、目1保健事業費の補正額129万5,000円の減額につきましては、それぞれ事業費に不用額が見込まれましたので、減額補正させていただいたものでございます。

16ページをお願いします。

款10諸支出金、目1償還金及還付加算金、補正額31万6,000円の減額につきましては、保険資格異動等に係る過年度分国保税過誤納金の還付金確定による減額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第6号 専決処分（平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第8、報告第6号専決処分（平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事



業費特別会計補正予算（第1号）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第6号専決処分（平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,412万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,928万9,000円とするものでございます。

次に、4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入、款1後期高齢者医療保険料から款6の繰越金まで、歳入合計、補正額は減額の1,412万9,000円でございます。

5ページをお願いします。

歳出は、款2後期高齢者医療広域連合納付金で、歳出合計、補正額は歳入と同額の1,412万9,000円の減額で、財源内訳は全額一般財源の減でございます。

次に、6ページをお願いします。

2歳入で、款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額は減額の1,429万1,000円で、節1現年度分特別徴収保険料105万5,000円の減、節2では現年度分普通徴収保険料1,348万3,000円の減額につきましては、当初広域連合から示されておりました納付することとなる納付金に対し、実際今年度納めることとなる報告日は4月15日ですが、それまでに納められた保険料で平成22年度保険料見直しがあった件も含めまして、それによる減が主な要因となっています。節3の滞納繰越分24万2,000円につきましては、実績に基づき計上させていただいております。

次に、款3繰入金、目1一般会計繰入金、補正額は640万9,000円の減額で、節2の保険基盤安定繰入金155万3,000円の減額につきましては、低所得者に係る保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れた県分と町の負担金が確定したことにより減額させていただいております。節3の療養給付費繰入金107万5,000円につきましては、医療費に対する町負担分で広域連合へ納付する額の確定によるものです。次の節4その他一般会計繰入金593万1,000円の減額につきましては、次の項3の雑入で計上しております過年度療養給付費負担金還付金を受け入れたことによりまして、当会計の一般管理費等の一般財源を賄うことができたため、その他一般会計繰入金を全額減額させていただいております。

7ページをお願いします。

款4諸収入、目1雑入、補正額565万9,000円は節1雑入、説明欄記載の過年度療養給付費負

担金還付金で、平成21年度療養給付費負担金の精算により還付金を受け入れたものでございます。

款5繰越金、目1繰越金、補正額91万2,000円につきましては前年度繰越金でございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1の後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,412万9,000円の減額につきましては、納付する保険料分の負担金が確定する、先ほど言いました報告日までに納付された保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金分及び療養給付費繰入金分の確定によりまして減額補正させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 報告第7号 専決処分（平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第9、報告第7号専決処分（平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第7号専決処分（平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日に専決処分をいたしております。

1 ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934万2,000円とするものでございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括、歳入、款1 支払基金交付金から款6 の繰越金までの歳入合計、補正額は326万円でございます。

5 ページをお願いします。

歳出は款2 の医療諸費及び款4 諸支出金で、歳出合計、補正額は歳入と同額の326万円で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国庫支出金で62万5,000円の減、その他42万1,000円の減、一般財源で430万6,000円でございます。

次に、6 ページをお願いします。

2 歳入です。款1 支払基金交付金、目1 医療費交付金、補正額40万9,000円及び目2 の診査支払手数料交付金、補正額1万2,000円の減額につきましては、社会保険支払基金からの交付金確定により減額補正させていただいております。

款2 の国庫支出金、目1 医療費負担金、補正額50万円の減額、次の款3 県支出金、目1 医療費負担金、補正額12万5,000円の減額につきましては、医療費に対する国庫負担金及び県負担金の確定によりそれぞれ減額補正させていただいたものでございます。

7 ページをお願いします。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額25万1,000円の減額につきましては、平成21年度決算におきまして899万9,000円の実質収支が生じていまして、これを財源に充てるため、平成22年度本会計の支出に対する一般会計からの繰入金が不要となりましたことから、全額減額補正させていただいたものでございます。

款6 繰越金、目1 繰越金、補正額455万7,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。款2 の医療諸費、目1 医療給付費から目3 の診査支払手数料までの減額補正につきましては、給付費等の確定によりまして、それぞれ減額補正をさせていただいております。

款4 の諸支出金、項2 の繰出金、目1 一般会計繰出金、補正額433万9,000円につきましては、平成22年度出納閉鎖をもちまして本特別会計を閉じることになっております。それによりまして、平成22年度収支決算の精算により発生が見込まれる剰余金を一般会計へ繰り出しするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 報告第8号 専決処分（平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について**

○議長（森本昇夫君） 日程第10、報告第8号専決処分（平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君） 報告第8号専決処分（平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日、専決処分をいたしております。

次に、1ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,984万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,929万8,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正によりお願いしております。

7ページをお願いします。

歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1簡易水道事業費国庫補助金、節1簡易水道整備事業費補助金1,247万9,000円を減額いたしまして、計4,251万4,000円とするものでございます。減額につきましては、宇久井簡易水道整備事業の確定によるものでございます。

款4繰越金、項1目1節1繰越金です。1,837万円を減額いたしまして、計1,806万8,000円とするものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1節1一般会計繰入金1,950万円を減額いたしまして、計6,856万1,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

款7町債、項1町債、目1簡易水道事業債、節1簡易水道事業債1,950万円を減額いたしまして、計6,800万円とするものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。款2工事費、項1施設整備事業費、目1配水管布設工事費、節15工事請負費309万7,000円を減額いたしまして、計1,182万3,000円とするものでございます。減額につきましては、配水管布設替工事それぞれ工事費の確定によるものでございます。

款2工事費、項1施設整備事業費、目2宇久井簡易水道整備事業費、節13委託料10万5,000円を減額しております。節15工事請負費6,664万7,000円を減額いたしまして、計1億7,214万8,000円とするものでございます。減額につきましては、委託料及び配水施設整備工事、それぞれ工事費の確定によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第9号 専決処分（平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第11、報告第9号専決処分（平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 報告第9号について御説明申し上げます。

報告第9号専決処分（平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））  
した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成23年3月31日、専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,084万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1介護保険料から款9諸収入まで、歳入合計で補正前の額15億8,000万2,000円、補正額、増額の84万7,000円で、計15億8,084万9,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費から款2保険給付費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、補正額減101万2,000円につきましては、節1現年度分特別徴収保険料の増220万円、節2現年度分普通徴収保険料減170万円、節3滞納繰越分151万2,000円減のトータル、実績見込みによる減となっております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の158万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護・予防給付費負担金の実績見込みによるものでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金323万4,000円の増につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第1号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるものでございまして、交付額実績見込みによるものでございます。

7ページをお願いします。

目2地域支援事業交付金、減額の22万8,000円につきましては、節1地域支援事業介護予防交付金、減額43万7,000円と節3過年度分地域支援事業交付金20万9,000円増の実績見込みによるものでございます。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、減額の262万8,000円につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金でございまして、事業精算により減額するものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、減額の102万円につきましては、国の負担金に連動した保険給付費の実績見込みによるものでございます。

8ページをお願いします。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、補正額、減額11万5,000円につきましては、節1 地域支援事業介護予防交付金、減額21万9,000円で、国に連動した事業の実績見込みにより減額されるものでございまして、節3 過年度分地域支援事業交付金10万4,000円増につきましては、過年度精算により交付されるものでございます。

項2 県補助金、目2 緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、減額11万6,000円につきましては、第5次介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を実施するに当たり、臨時職員の費用として和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し10分の10の補助を受け1名雇用したものでございまして、実績見込みによる減額でございます。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及配当金、補正額18万3,000円につきましては、介護給付費準備基金の22年度利息分17万6,000円と介護従事者処遇改善臨時特例基金利子7,000円でございます。

9ページをお願いします。

款7 繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額、増額の625万7,000円につきましては、節1 介護給付費繰入金64万3,000円の減、これは介護予防給付費などの町の負担分12.5%分で、給付費実績見込みによる減額でございます。節2 その他一般会計繰入金、増額の690万円は職員給料、事務費などの町の負担分で、事業の実績により増額するものでございます。

目2 介護給付費準備基金繰入金、減額306万3,000円につきましては、給付実績見込みによる減額でございます。

款9 諸収入、目2 雑入、補正額増94万3,000円は、介護予防支援収入の実績見込みによる増でございます。

10ページをお願いします。

歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節25 積立金59万8,000円につきましては、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費、節11 需用費、減額56万8,000円につきましては、納付書等作製費用の減額でございます。

項3 認定調査費、目1 認定調査費、節7 賃金、減額52万8,000円につきましては、介護訪問調査臨時職員賃金の実績見込みによるものでございます。

11ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 保険給付費、目1 居宅介護サービス給付費、節19 負担金補助及交付金、増額120万円につきましては、居宅介護サービス給付費の給付実績見込みによる減額でございます。

項2 高額介護サービス費、目1 高額施設介護サービス費、節19 負担金補助及交付金、増額の14万5,000円は、高額施設介護サービス費の給付実績見込みにより増額するものでございます。

款3 地域支援事業費、目1 介護予防事業費につきましては、財源内訳の変更をお願いするも

のでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第10号 専決処分（平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同  
設置事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認につ  
いて

○議長（森本昇夫君） 日程第12、報告第10号専決処分（平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定  
審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題としま  
す。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 報告第10号について御説明申し上げます。

報告第10号専決処分（平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会  
計補正予算（第1号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成23年3月31日、専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第1  
号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ298万8,000円とするものでございます。



6 ページをお願いします。

歳入でございます。款1 分担金及負担金、項1 負担金、目1 総務費負担金、節1 介護認定審査会共同設置費負担金、補正額、増額3 万円につきましては、共同設置に係る太地町の分担金で、事業費精算によるものでございます。

款2 繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額5 万2,000円の増額につきましては、事業費精算見込みによる那智勝浦町としての負担金でございます。

なお、太地町との負担金割合は均等割40%、人口割35%、財政割25%となっておりまして、本町の持ち分は65%でございます。

款3 繰越金、目1 繰越金、補正額増9 万円は、繰越金でお願いするものでございます。

7 ページをお願いします。

歳出でございます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 介護認定審査会費、節1 報酬、補正額17万2,000円につきましては、介護認定審査会委員報酬で実績見込みによる増額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第11号 専決処分（平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第13、報告第11号専決処分（平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） 報告第11号専決処分（平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条中「4,517万2,000円」を「2,884万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款資本的収入、既決予定額4,500万円に補正予定額300万円を減額し、計4,200万円とするものです。

内訳でございますが、第1項企業債、既決予定額1,150万円に補正予定額150万円を減額し、計1,000万円とするものです。

第3項出資金、既決予定額1,150万円に補正予定額150万円を減額し、計1,000万円とするものです。

支出、第1款資本的支出、既決予定額9,017万2,000円に補正予定額1,933万円を減額し、計7,084万2,000円とするものです。

内訳でございますが、第1項建設改良費、既決予定額5,000万円に補正予定額1,933万円を減額し、計3,067万円とするものです。

第3条、予算第5条の限度額を1,000万円に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページにつきましては、実施計画書でございますが、内容につきましては前ページの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

3ページは実施計画明細書になってございます。

資本的収入及び支出の収入でございますが、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額1,150万円から150万円を減額し、計1,000万円とするものでございます。

款1資本的収入、項3出資金、目1他会計出資金、既決予定額1,150万円から150万円を減額し、1,000万円とするものでございます。この要因といたしましてですが、機器購入に係る予定価格と入札価格の差額を減額させていただくものでございます。

支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、既決予定額5,000万円から1,933万円を減額し、計3,067万円とするものでございます。

内訳でございますが、節1工事請負費から1,000万円を減額するものです。その要因といたしましては、平成22年度におきましては幸い大規模な病院施設維持に係る補修工事がなかった

ことにより減額させていただくものでございます。

節2備品費から933万円を減額するものでございます。その要因でございますが、医療機器の整備については厳選し整備に当たらせていただいておりますが、当院の場合は古い機器がございまして、部品保証期間が過ぎているという機器がございまして、故障が発生した場合は、部品がないためにすぐに修理不能となり、買いかえとなります。幸い平成22年度におきましてはそのような機器において故障がなかったため、減額させていただくものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第11号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 報告第12号 平成22年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本昇夫君） 日程第14、報告第12号平成22年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第12号平成22年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成22年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書。

これにつきましては、3月議会におきまして繰越明許をさせていただきました事業に係るもので、その財源内訳を記載してございます。

款2の総務費、役場庁舎空調設備改修事業から款9教育費の図書館施設整備等事業まで、合計金額1億1,350万5,000円。うち翌年度繰越額1億1,128万7,000円で、財源内訳は未収入特定財源のうち国県支出金5,697万円、地方債3,060万円、一般財源2,371万7,000円となっております。

以上、地方自治法の規定によりまして議会へ報告するものでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第12号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 報告第13号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第15、報告第13号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 報告第13号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成23年4月27日、専決処分いたしております。

今回の税条例の改正につきましては、東日本大震災による被害が甚大であることにかんがみ、被災者の皆様の負担の軽減を図るため、緊急の対応として地方税等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に国会で成立し、同日付で公布されております。これを受けまして、本町におきましても東日本大震災に係る特例を定めるため、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分させていただいたものでございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきまして、この専決処分書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで御説明させていただきますので、そちらの資料をよろしくお願いたします。

資料の1ページをお願いたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

以下、追加する附則の条例を記載しておりますが、資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正条例を説明したものでございます。

2 ページの上段の枠内をお願いいたします。

附則第22条は、東日本大震災に係る町民税の雑損控除等の特例について定めたもので、住宅や家財等に係る損失の雑損控除については通常平成24年度またはそれ以後の雑損控除として適用されるものでございますが、特例といたしまして平成23年度での雑損控除の適用を可能とするものでございます。

次、下段の枠内をお願いいたします。

附則第23条は、東日本大震災に係る町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例について定めたもので、住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が居住の用に供することができなくなった場合は通常は税額控除の適用外となってしまいますが、特例といたしまして控除対象期間の残りの期間についても引き続き税額控除を適用することができるように定めるものでございます。

次に、4 ページの中段の枠内をお願いいたします。

附則第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めたもので、東日本大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地で、以降住宅用地特例の適用外となる場合でも、特例といたしまして平成33年度分までの10年間は住宅用地とみなすことが可能となるよう地方税法が改正されたのに伴い、その申告の様式等を定めるものでございます。

以下、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第23条の適用につきましては平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第13号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第14号 専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第16、報告第14号専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第14号専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいてございます。

平成23年4月12日、専決処分をいたしております。

今回の専決処分につきましては、東日本大震災に係る被災地への人的派遣の費用を専決処分させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,703万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入の款10地方交付税ですが、歳入合計で補正前の額70億4,482万2,000円、補正額221万円の増額、計70億4,703万2,000円となっております。

3ページです。

歳出ですけれども、款8消防費で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額、ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、4ページに歳入、次の5ページに歳出を記載してございます。

6ページをお願いいたします。

2歳入です。款10地方交付税につきましては、221万円の補正をお願いしております。

下の7ページです。

3歳出でございます。今回専決処分をさせていただきましたものは、宮城県の気仙沼市への炊き出し支援17名分の費用、職員10名と町内協力者7名分です。それと、厚生労働省健康局からの要請による岩手県山田町への保健師派遣費用、それと県市町村課から要請がありました岩手県山田町への職員2名の派遣費用となっております。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費221万円のうち、節8報償費8万4,000円につきましては、気仙沼市唐桑町での炊き出し支援を行いました民間協力者7名に対しての報償費となっております。節9旅費151万2,000円につきましては、宿泊料を含む特別旅費でございま

す。節11需用費45万円のうち、消耗品費につきましては炊き出し用材料費、燃料費につきましては支援先までのガソリン代となっております。節12役務費1万4,000円につきましては、炊き出し支援時に民間協力者7名に対するボランティア災害保険料でございます。節14使用料及賃借料15万円につきましては、備考欄記載の有料道路通行料となっております。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第14号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時55分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第30号 那智勝浦町教育センターの設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第17、議案第30号那智勝浦町教育センターの設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議案第30号那智勝浦町教育センターの設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町教育センターの設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町教育センターの設置条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「名称 那智勝浦町教育センター、位置 那智勝浦町大字天満1185番地1、所管区域 那智勝浦町全域」を、「名称 那智勝浦町教育センター、位置 那智勝浦町大字二河75番地、所管区域 那智勝浦町全域」に改める。

附則、この条例は平成23年8月1日から施行する。

これは那智勝浦町教育センターが旧三川小学校へ移転するのに伴い、位置の表示を変更するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長にお伺いしたいと思います。

これはさきの議会でほぼ決まったようなもので、今の教育センターを三川小学校へ移転すると。私反対しましたんで、また質疑をさせていただきます。

3月11日の東日本の大震災、津波を想定することもなく、前にここの東南海あるいは南海大震災による津波の高さの想定は6メートルとか5メートル幾つだったと思いますが、そのぐらいであれば今の教育センターは大丈夫だとは言いませんが、まあまあある程度持ちこたえられるのではないかと。そらあ、あそこは耐震性がないということで、津波が来る前にはもう崩壊してしまうという話もありますけれども、高さ的にはそう、危険は危険でしょうが、そう大したことはない。しかしながら、今度はあそこはどうでしょうかね、三川小学校、私海拔何メートルか知りませんが、3メートルもないと思うんですね。そこへ移転すると。そらあ、議論も少なかったわけですが、その議論の少なさは国の特例交付金ですか、基金による特例交付金を当てにしたということでああいうぐあいになったんだと思いますけどね、そのあたりの議論はされてないと思うんです。そういう中で、今回この条例の改正ということになりました。

恒久的にあそこを教育センターとして使用をされるおつもりなのか、それとも緊急避難的にあそこへ行かざるを得ないから行くのかと、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

それやったら体文が、それが正しいんかということになるんでありましようけれども、体文の高さからも、三川小学校という高さのこともってということになりますと、当初三川小学校というところの19年のときには津波が乗らなかったという、その地元の人のお話がありました。そういうことから、19年程度の津波高であれば耐え得るんじゃないかというのは一つあります。そういった中で、恒久的なんか、一時避難的なんかといいますと、設置した以上は当然恒久的な使用を考えております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） その体文云々の話を、ちょっと出ましたんで、誤解のないように言ってお



きますけど、私は体文のほうがベターなんやないかということはずっと、行財政の特別委員会でもそういう議論があったと。なぜかという、近いとか、遠いとか、利便性とか、そういうことではなくて、利便性は体文のほうがいいの決まっていますよ。そういうことではなくて、施設の統合によって経費を浮かすと。あなたの名前を出した健全化計画にも載っているんですよ。施設の統合によって、2つの施設を1つにすることによって、2つの施設に関する経費を浮かせていこうやないかということも大きな理由の一つですんで、そこらあたしを勘違いしては困りますよ。津波云々の話ではありませんよ。

だけど、きょう私はお尋ねしてあるのは、町長、今3メートルか2メートルか知りませんけどねと私言ったでしょう。あなた、あそこのグラウンドレベル、何メートルですか。そんなことも把握した上であそこ決めたいですか。

今あの3月11日の震災があつて、和歌山県も、まあまあ全国的にでしょうけど、見直すと、ハザードマップ。あるいは避難所の指定も見直すんでしょう。もうちょっと高いところに。それはもう必然性がありますわ。原発だってそうでしょう。あの事故があつてから、ああいうぐらいの大きな震災にも災害にも耐え得るような施設にしていかなあかんというのが今盛んに言われているでしょう。見直すんですよ、原発も。

そういう中で、そういう議論をされている中で、教育センターをより低いところへ持っていくと。これは将来的にはもうちょっと安全な場所へ持っていきますよというんだったらわかりますけどね。これを恒久的にと言われたら、なかなか合点もいかんし、どうにもできませんわ。この点について。

何メートルですか、あそこ。低いですよ。町長、何メートルと把握していますか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 校舎の位置で約2メートルぐらいかと思います。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私の聞き方も悪かったんでしょうけど、後の人もまた質疑してくれると思います。3回ですんでね。

2メートルのところへ、今だったら2メートルのところへ家建てる人ないと言うてますよ、2メートルや3メートルのところ。そらあ事務所ならまだしも、居宅なんか、2メートルや3メートルのところやったら、もう建てへんと。そらあ何十年もたったら忘れるから、知りませんがね、どういふふうになるか。今は皆さんがそういう認識を持っておると。こういうときに、2メートル、もしかしたら2メートルないかもしれませんよ、運動場のあたしは。そういうところへ教育センターを持って行って、あれを恒久的に使うんやと。そういう認識ではなかなか町民の皆さんに理解得られんと思いますかね。

教育次長に一遍何メートルか、詳しいところを聞きまして、それから今の私の問いに答えてください。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 海拔、標高につきましては教育委員会としてもまだ把握はしておりま

せん。恐らく町長が言われたように2メートル前後ではないかとは思いますが。今後調べてみたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今次長も私のぐらいじゃないかということであります。ただ、三川小学校の場合、2階、屋上まで行きますと、5メートルないし6メートルはとれるんじゃないかと、高さとしてはですね。そういう一時的避難、10メートル以上のものが来ますと、ほとんどそれは無理かもわかりませんが、町内においてそういうところをまたするのであれば、ほかのところも考えなきゃいけない。そういうことになりますと、いろいろな費用の面考えましたら、やはりあそこが一番今のところ、せざるを得んっていうんですか、という結論で私は決めたわけでございます。当然3階に上がっていくときの、もしそういうことが2階の屋上になれば、そういう対策、今後防災対策の中でどれぐらいのものがあるのであれば、屋上にそういう何か避難的なものを考えられるのであれば、そういうことも考えていけるかもわかりませんが、今のところ基準的なもの、新しく見直すっていうことがどの程度見直されるんかわかりませんので、今のところ私も答えるのは難しいと思います。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 今のと関連になりますが、民主主義というのはやはり多数決で決まるんですね。それはもうわかって、原理はわかっているんですけども、移転先が低いんじゃないかという御心配がありましたけども、その海拔も調べてないというようなことでは、物事を決めていく中で、やはりいろんな話の中で最終的に意見が統一しないときには多数決なんですけれども、何が危ないか、何が便利か、何がお金かかる、かからないかって、こうずっと積み上げていきませんか、いきなり海拔もわからんまま、何メートルぐらいやろう、それは2階やったら1階のスラブまではやっぱり3メートル以上ありますから、そう床からは6メートルや7メートルは確保できるんですけども、それならばどうするかと。そういったことを論議した上で最終決定しませんと、ただあそこがあいたから、三川へ行くと。三川へ行ったら、どういういいことがあって、どういう利便性がある、どういう金額的な、あるいはまた利用する中で使い道がいいとか、さまざまな論議の中で決定すべきだと思うんです。この前の3月定例でも私はみなし反対で結構だというふうなことを言いましたけれども、論議を積み重ねた上で決めていただきたいんですね。

そういったことで、海拔もわからんというようなずさんなことでは、腰だめでいかんと思えますので、もう一遍きしつとしたことを調べてください。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ハザードマップで3.6メートルになっております。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） グラウンド、3.6あるんですかね。まあまあ、そらあハザードマップであるんなら正しいんでしょう。そらあ2メートルぐらいというよりも、3.6、4メートル近くあるかなあ。私んところであれですよ、下里の全く違う感覚で言うんなら、私んところで3メートル

ぐらいですかね。そんなもんかなあ。まあまあそらあいいといたしましても、論議としてはそこから辺をきちっとした上で示してもらいませんと、最初の6番議員ではそれは出てこなんだ。そのうち調べてやってくれましたけど、きちっとした論議を積んでほしいんですよ。最終的にはそらあ民主主義ですから、多数で決めたらいいんですけど、決める前のプロセスをきちっとしてもらえませんと、民主主義の手続ですよ。手続をきちっとした上で、まとまらなかったら数の多いほうへ行くのは当然ですけど、数の多いのは必ずしも正しいというわけではありませんので、その間のいろんな議論というものは大事にしてほしいんですね。

3月11日のああいうふうな震災が起きました。それにはいろんなことがあるんでしょう。1000年も前のことは記憶にありませんし、我々もひいじいさん、ひいばあさんの顔も知りませんよ。だから、そういうことは起こるんですけども、起こった後だけに、起こらないことの論議を進めた上で、それでもあそこのほうがいいというのならやったらいいんですけども、仮にあそこで那智湾で6.1メートルでしたね。あそこで5メートルぐらいですかね、津波は。今言われるように、次の東海、東南海・南海が仮に起こった場合どうしようかということは今心配しているんですよ。行っているところは、もう決まっているところは決まったとこでやったらいいんですけど、これから行くときには、それにはどう対応するんかちゅうことを議論した上で、これは経費でコストと利便性の問題がいつもあるんですけども、その上で決めませんと、仮に連動したら8.4とか来たら、津波はどれぐらいが起こって、どういうふうなのが起きて、そのときにはどうするというのを今やりませんと、決める前にやらなきゃいけませんよ。議会の責任ですよ、それは。

30年間に84%でしたか、起こるであろう、高知県のほうのどっか、池でしたけど、福島もそうでした。貞観の時代、869年かな、1100年余り前のときには、砂が来ているんですよ。この間の新聞の報道によると、気仙沼のほうのずっと奥のほうも何キロも、さらに2000年ぐらい前の弥生時代の層にも同じ粒のそろった砂の層が、粒のそろった砂というのは海底の砂らしいですね。

だから、そんなふうなことをやりながら皆考えて、だから湯川へ行くと、三川へ行くとということを決めたら、そらあもう仕方ないですけど、そのときにどういふ津波にどういふ対応をするんかをやっておかなきゃならん。その点についてお伺いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 見直しはまだ出されておられませんけれども、三川小学校のところで津波高4.8メートルという、ハザードマップではなっております。そういった中、2階、屋上になりますと、8メートルの高さがとれるということで、避難するには、この間のような東日本の津波のような形であれば、どういうことを想定していいんかわかりませんが、ある程度線引きするのであれば、それぐらいの想定を線引きせざるを得んというんですか、それを妙法山のほうまで持っていくわけにもいきませんと、そういう高さの面で、ハザードマップからの推計からいきますと、その辺が何とかしのげるんじゃないかなという事は考えましたけど。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育センターが旧三川小学校へ移転した後、公民館教室とかサークル活動を行っていくわけですが、やはりそういう来られた生徒さん、利用された方にちゃんと災害時の逃げれる場所を確認していただくとか、一応ハザードマップを張るなり、何らかの方法を伝えていきたいと思います。また、当然今町長言われたように、屋上で避難できるような施設ができるかどうか、それらも含めて考えていきたいように思います。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 4.5と言いました、先ほどの津波のね。だから、2階では危ないですね、3階へ行かなきゃならんということになるんですけども、そういったことにつきましてやっぱりきちっと説明してもらわんと困りますね。そらあ多数で決まるんでしょよ。何も反対のための反対してないんです。議論が大事なんですよ、議論が。だから、何も三川へ行くの、反対のため反対してない。行くんなら行くようなことをきちっと論議してやっておかなきゃならん。だだええやろう、あるいはただそういういざというときのことににつきまして周知するというふうなことだけでは足りないと思うんですね。お話では恒久的になるようなお話でありましたんで、移転先としては適当じゃないんじゃないかいなっていう気がするんです。適当と言うんなら適当になるような、どういう手だてをやってその津波に対応するのか、次は恐らくうちも東海・東南海、これ大きいだろうと、そういう予測が多い中で、ここでやっぱり間違いを起こしたらいかん。私ら、もう死んでますけどね。だから、そんな時代の先のことですから、十分論議した上でどうやって人命なり、そういったものの損害を少なくするかということを議論した上で決めてほしい。今お伺いしただけではなかなか納得しがたい。もともと海拔の高さ、そこらあたりも把握してなかったじゃないですか。そういうことではやっぱりいけませんので、論議はきちっとしてもらいたいと思うんです。

これ3回目ですから、これで終わりますけれども、民主主義は多数決で決めるんですけども、手続ですから、プロセスをきちっと大事にせなんだらいかん。十分危機にも対応できるようなことを論議した上で、どうしても三川へ行くと言うんなら、それに対応してどういうことをやっていくかちゅうことはきちっとした上でやりませんとね、納得し切れませんので。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 今後は関係者とも十分相談して、緊急時に対応できるような手だてを考えていきたいと考えます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 緊急時に対応できるちゅうのは何があるんですかね。例えばグラウンドをもう何メートル上げるとかね。なら、ある程度論議になりますけども。対応できることを考える、その中身知りたいですよ。どっかの総理大臣みたいに先送りされたら困りますんで、中身知りたい。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 先ほど申しましたように、一応利用される、私どもも含めてですが、利用される方、生徒たち、まず逃げるという手だて、それらをもっと重点的に場所も含めて考え

ていきたいと、そのように思います。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） 私、この移転については自分なりに安全とか、いろいろな問題についても確かに検討してまいりました。ただいま町長と次長の答弁聞いたら、何と情けないなというふうに思ったのは、やはり東北のあの震災、津波があつて、テレビでのニュースでもう常に流れておるように、屋上とか、そんなつい簡単な高台とか、そんなところに逃げるのは非常に危険やということもうマスコミで十分皆さん御理解できたというふうに思うんですね。

私はその三川の小学校につきましては、私なりに避難ということもテレビを見ながら考えておりました。これは、あそこは確かに低い地域ですから。しかし、私はあの三川小学校から湯川の駅の上向いて逃げれば、150メートルか200メートル上がれば、あのトンネルの手前のところの切り取りをやった屋敷があつて、あそこは海拔からしたらかなり高いところにあると思うんです。さらに、まだそれ以上逃げようと思うたら、あそこ旧道があつて、あの山の上へも逃げれるというふうな、そういう状況にあそこはあると思うんです。さらに、多分23年度の予算でつくであろうバイパスの作業道が、我々の大先輩の中川さんとの前のところへ立派な作業道ができるという話も聞いております。また、それを利用して奥へ逃げるという方法は十分考えられるというふうに思うんですね。こういうことはやはり町民の安全・安心を考えたときに、こういう答弁も含めてやはりしてほしかったなあというふうに思うんですけど、この件についていかがか、町長の御意見聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、ある面で避難箇所についてはほかの地域よりは恵まれている場所にあるのかなあとは思っています。そういう面も含めて検討して、さらには先ほど議員もおっしゃられておりました中川才四郎さん、元議員のどこの裏の山が県の所有ということもありますので、そういうところにも山に上がる避難道みたいなもの、ある海拔の高さめどぐらいの避難道的なものも設置考えながら、安全面、万が一、高いところであればこしたことはないんでしょうけれども、現状ではそういう中でこれからも国、県の防災の基準見直しが出てきたときに対応しながら、その辺も考慮しながら十分検討してまいりたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） 次長、今町長から私の申し上げたようなことについても十分検討したいという意見やったと思うんです。ぜひとも、あの駅の、湯川駅の上へ逃げる、そういう訓練もやはりしていただいて、いざというときにはここへ行ってもらうとか、将来的にそういう、町長が言うたような、その作業道を含めた山へ避難できるような道路ができれば、避難所ができれば結構なんですけど、それできるまでには現状からいうたらあそこが一番私はいいいんやないかというふうに思うんで、そのあたりのやはりあそこを利用される方の訓練もしていただいて、いざというときはここへ行くんやというふうなことも理解していただくということも大事じゃないかというふうに思うんで、その点もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） やはり皆さんの生命を守ることが一番肝要ではないかと思います。やはりこれから利用される公民館教室、サークルの生徒の皆さん、十分避難、逃げれるよう、またあの地区についてはもう逃げれる方向をとつか、場所はもうおのずと決まってくると思いますので、そこら辺を十分知らしめた上で訓練なり何なり対応を十分やっていきたいように考えます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 一点ちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど町長の言葉の中に三川小学校の避難所みたいな話があったんですけど、最近ちょっと三川小学校の端周りへ行きました、三川小学校へでもちゃんと逃げれたらうれしいんやけどねというような言葉をちょこっと聞いたんで、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 地域の人、三川小学校の屋上だったら逃げても大丈夫かなあっていう範囲の中で開放ということかと思うんですけども、以前だったら4.8メートルの津波高ということになれば三川の屋上でも十分対応できたかと思うんですけども、今のところ、もう一回見直しますっていう国、県の防災上の基準がまだはっきりしてませんので、その辺のことが確定すれば、それを基準に物事を考えながら三川小学校の屋上へ避難できるような方法も考え、また先ほども言いましたように、県有地である山のほうに避難道みたいな階段をある海拔ぐらいまで設置できれば、そういうような方向でこれからは考えてまいっていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） この関連で、住所の移転なんで、ちょっと話はそれていくんですけど、ぜひその辺とそこへ教育センターが行くことによって、今まで小学校の先生らがおったから端周りの足の悪い人とか安心してあったけどという話もちよろっと聞いたんで、その辺一度御検討をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 状況を見ながら、十分に検討を考えていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかにございませんか。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 3月の私の一般質問の中で、二河地区は津波避難困難地区というふう指定されて、それをどう解消するのかという問いに対して、総務課長から多分津波避難タワーを建設するという話が出てたと思うんですけども、この津波避難タワーはその三川小学校からの避難場所としては利用されるような地区にあるんでしょうか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

三川地区、津波避難困難地域ということで指定されてございます。今回の東北の震災前の話

で、区の区長さん方、役員の方と話はさせていただいておったんですけども、きのうでしたか、町長、和歌山町村会の関係がありまして、22日に県の職員と各自治体の担当者の打ち合わせというんでしょうか、防災に対する話し合いを持つように連絡が来ております。また、国の基準で国から県へ、県の基準、見直しすることを間違いなく知事のほうから指示が出されておりますので、それを見ながらまた今後検討をしていきたいと、町も検討していきたいと、このように思います。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第31号 那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第18、議案第31号那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議案第31号那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町公民館条例（昭和63年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「天満分館 那智勝浦町役場旧那智支所内、朝日分館 那智勝浦町教育センター内、三川分館 三川小学校内、宇久井分館 宇久井中学校内」を「天満分館 那智勝浦町天満公民館内、朝日分館 朝日区民会館内、三川分館 那智勝浦町教育センター内、宇久井分館 宇久井小学校内」に改める。

附則、この条例は平成23年8月1日から施行する。

この条例により町内に14の公民館分館を設置し、ここを拠点として分館長や分館事務長さん方の御協力を得て公民館分館活動を実施いたしております。このうち、天満分館につきましては、所在地は変わりませんが、施設の名称が以前からのものとなっているため、現在の名称に変更するものであります。朝日分館については、那智勝浦町教育センターが取り壊されることに伴い、分館の所在地を朝日区民会館へ変更するものでございます。三川分館につきましては、那智勝浦町教育センターが旧三川小学校へ移転することに伴い、分館の名称を三川小学校内から那智勝浦町教育センター内に変更するものであります。次に、宇久井分館ですが、現在分館事務長を宇久井小学校長がされているため、分館を宇久井中学校内から宇久井小学校内へ変更するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 直接はこの議案とは関係ないんですけど、私は4回やらせてほしかったんですけど、毎回毎回4回じゃ申しわけないということで、3回で終わりました。このことも少し関連がありますんで、町長にひとつ注意なり、お尋ねをしたいと思います。

町長はよく体育文化会館、三川のことを言いますが、費用的にでも三川のほうが高くつくんですよ。三川は前の3月議会ですか、あれでもって3,000万円でしたね、移転費用が。こっち、あなたは5,000万円と言ってますね。5,000万円から3,000万円といたら2,000万円高いというような話をよくされるわけなんですけど、違うんですよ、三川じゃなくて体文は。あそこはそのための5,000万円の費用は要っても、過疎債を使えるんですよ。だから1,500万円で済みますよ。三川小学校の場合は3,000万円丸々要るんですよ、町のお金。そういうことがありますんで、さっきの話もそういうふうなニュアンス持ってましたんで、それが間違いだということをおあなた、認識してほしいんですわ。費用面では三川のほうが町の持ち出しは倍かかるということなんですからね。そのために体文を想定したために、過疎計画では体文の改修ということも過疎債を借りる根拠、過疎計画の中に記載されてあるんでね。そこらあたしもひとつ認識してほしいと思いますわ。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 移転とか、そういうのじゃなくて、行革の中でうたわれていたのは運営費がそんだけの九百数十万円が安くなるということだったと思うんです。私はその辺は収入と維持管理のあれからしますと、ガードマンの2人が1人になる、そういうぐらいの誤差かなあと考えております。建物自体の過疎債、これは移転費とかっていうのはどっちにしる、教育委員会が体文との移転する際にそれだけの費用を考えたときに、そんなにさほど大きな誤差っていうのはなかろうかと私は考えております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この質疑とはちょっとかけ離れて申しわけないんですけど、今町長そんな



に大きな誤差がないって、1,500万円の誤差があるんですよ。大きなお金ですよ。あなた、特別委員会の中でも5,000万円、こっちやったらかかると。私はあのときかからんと思ったんですね、三川は。三川は現に3,000万円の予算をとっておる。だけど、この質疑は3回という中で、前もその話をしたんですけど、しようと思ったんやけど、もう4回目、5回目になってくるんで、もうやめたと。だから、そういう町長の話に合点したわけでもないということだけを申し上げておきたい。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺についての費用の1,500万円は、過疎債使えば1,500万円の費用負担ということだとは思っております。ただ、向こうでいくと、たしか2,800万円ぐらいでしたか、移転費の費用。それは改修費と移転費用と合わせて、多分改修費の分については1,500万円ぐらいかと思っております。移転費に関して差し引くとさほど誤差がないんじゃないかということをお願いしたところですよ。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 関連してですけど、行財政改革というのがありますね。これからも行財政改革を不断に行っていかなければならないと、幾ら過疎債が適用されるといっても、よく合併のときに言われたように、合併特例債も3割払わななんのやと、借金に違いないんやというお話も承っておりますんで、町長自身からでも。そこら、だけど有効に使うて、その分を基金にでもためておいて、将来の財政困難な場合にそこから繰り出すというような考え方もしていかなんとあかんと思うんですよ。だから、行財政改革というのは、あれは体文と2つの施設、体文に限らずですよ、2つの施設を1つにまとめられるものはまとめていくという、そういう姿勢をもって行政運営してもらわんと、財政改革なんかできっこないんですからね。その辺も、しつこいようですけど、私はそこを言いやる、そこを。これと直接関係ありませんけど、関連はありますけどね。そこらあたしも心に、肝に銘じてひとつ行政運営をしていただきたいと思いますわ。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員の御意見をしっかりとこれからも御参考にさせていただき、前向いて進んでいきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第32号 那智勝浦町体育センター設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第19、議案第32号那智勝浦町体育センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議案第32号那智勝浦町体育センター設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町体育センター設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町体育センター設置条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「位置 那智勝浦町大字天満1170番地」を「位置 那智勝浦町大字二河75番地」に改める。

別表（第5条関係）中「供用時間 9時から12時 13時から17時 17時から21時 使用料1,500円」を「供用時間 9時から13時 13時から17時 17時から21時 使用料660円」に改める。

附則、この条例は平成23年8月1日から施行する。

これは現在の那智勝浦町体育センターが取り壊されることに伴い、旧三川小学校体育館を新たな那智勝浦町体育センターとして活用するため、位置の変更と使用料を改正するものであります。

使用料については、旧三川小学校体育館の使用料、3時間以内500円を基本に、4時間660円に変更するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この体育センターは、今の教育センターの裏の旧の勤労者体育館を取り壊して、ここでもって、今まで使っておった人のをここでやってもらうということでしょうかね。大人で車持った人だったら、それで結構なんですけど、もう恐らく子供あるいはスポ少とか、子供さん、あるいは御婦人の方で高齢者の方も、車をお持ちでない方も使っておると思うんです、使用されておると思うんですね。それはすぐに壊して、すぐに建てるということでは

きんと思いますが、この辺の勝浦とか天満あるいは朝日、この地区の方は大勢いらっしゃる。恐らく社会体育でもってよく御利用をされると思うんですわ。だから、ここの体育館は、体文は広過ぎると、また使用料も高いと。そしたら、那智中と勝小しかないんですね、体育館というか、屋内の体育館は。そしたら、どうしても、宇久井なんかだと、この5分の1か、6分の1かは知りませんが、そんだけの人間、人口しかないところへ2つあると、学校。こども2つだと。そしたら、なかなかその方たちが使うに当たって、もうあいてないよ、あいてないよということで、なかなか使用が制限されると思うんですけど。

このことについて、将来的に社会体育の振興のためにひとつ、どっかへあいた土地があれば、そのときの状況によって建てかえるという意図はありませんか、町長。ひとつその辺をお聞かせ願いたい。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 体育センターを使用されている団体、幾つかあります。それが実際に町内からその施設がなくなるということで、この話が正式な形で決まってから、一応3月入ってからですが、スポ少とか体育協会の方らに集まっていただいて事情を説明して、とりあえず今後の使用についてお願いもし、いろいろと話を進めてきました。そういう形の中で、町の協力も得まして体育文化会館が、教育センターを登録されているというか、教育センター絡みの団体であれば従来の使用料1時間当たり2分の1の、半面ずつの使用ですが、そのような御理解いただいて現在活用するようなことができるようになりました。それとまた、いろいろと今議員おっしゃられたように、確かにこの勝浦関係では那智体育館と、ほいて勝浦小学校の体育館しかございませんが、そこの利用をされている団体とも話、お願いして調整するような形で中へ入れていただくと、そのような形でとりあえず当面の間はそのような形で対応していけると、そのように対応していくようにしております。

[6番湊谷幸三君「当面の間はわかったあるんやで。当面の間はわかったあるんやよ。町長に聞きやるのは将来的なことを聞きやる。あんた、言えんやろ、財政」と呼ぶ]

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） いろいろと浦島の体育館の利用とかも考えてみましたが、なかなかあそこも耐震構造とか、民間の所有物ってということで、費用も改修費に1,500万円ぐらいかかるということなんで、ちょっと今はそれは断念したところでございますけれども、将来的に施設っていうものが人口の推移の中でどういうふうな形がとれるかというのは今後検討はさせていただきますけれども、今のところ予算の財政の中ではなかなか捻出しにくいので、ここで確たる、このはこうやということとは言えませんが、将来はそれぐらいの規模の適当な場所があればやっていきたいとは思っています。

ただ、今回国交省のほうへも、紀南事務所のほうへ出向いてお願いにも行っております歩道整備を、早急に三川の小学校に通じるように、道路の歩道の整備も重ねてお願いしてきております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 社会教育、とりわけ社会体育ですか、そういうものを推進していくんだという考えがとおりなら、なるべくそういう施設を、施設がなかったら、やるところがなかったらやれない、グラウンドではできない競技というのも多々ありますので、そこらあたしもひとつ考えて、なるべく住民の皆さんの要望にこたえられるような体制を早期につくっていただきたいと、そう思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 早期と言われましても、なかなか懐と相談というんですか、財政の関係もありますので、立地的な場所っていうのも、なかなかまとまった所有地もございませんので、その辺については今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） ただいま6番議員の質疑に対して、次長が施設の利用者の方々に理解を得ていただいて体文を順番に利用していただいておりますというふうな答弁やったと思うんですけど、これ先日ちょっと私体文で会議があつて行ったら、あしこの警備員の方が顔見るなり、もううちへどっさり使わせてくれえというふうなことで言うてくれて、私の判断でできませんので、非常に大変なんやというふうなことを言っておられました。また、那智中学校と勝浦小学校の屋体を利用させてもろうたら、何か1回1,000円ぐらいで利用させてもらえるというふうなことで、体文お借りすると多額の利用料が要るんで、そのあたりも一遍お願いしてもらえないかというようなことを聞いております。今の半額に減免させていただいておりますというふうなことでございましたが、それ以下には条例上なかなか難しいんかもわかりませんが、今6番議員が言われましたように、どっかへやはり町民の皆さんの屋体活用のために建設するということは考えていかなければならない問題やないかなというふうに思うんですね。

そこで、私は今回第1回定例会で漁業栽培センターの更地になったところへ、あしこへ振興局の局長さんが知事をお願いして箱物だけ何とかしたれんかというふうな話をしてくれてあるというふうなことを質問の中で言わせていただいたというふうに思うんですね。私はマグロの資料館がええんやないかなというふうに思うんで、そのように町長にお願いしたわけなんですけど、そういう箱物を建てていただくようなお話をさせていただいておりますというふうなことから、やはり急遽その方面に推移、とっさの判断で悪いんですけど、そういうことも一遍振興局と相談して知事をお願いしてみたら、それは案外可能かもわかりませんので、予算的な問題というより、県へすがるといふふうなことも一遍考えてみたらどうかなあというふうに思いますんで、その点についていかがでしょうかね。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

あそこの育苗センターのとは海岸にも近いし、今そういうところに物を建設するというんがなかなか難しいかとは思いますが。ただ、先ほども6番議員の答弁にもしましたように、できるもんなら、よく言いますのは、少なくとも硬式野球の練習できるようなグラウンド

とか、そういうのも、うちは観光とか合宿を誘致する上ではそういう施設もできればつくりたいという考え方はあります。その中にそういう附帯施設の屋内練習場みたいなものを設置できればというのはありますけども、遠い将来はどうか知りませんが、今の段階で、気持ちはあっても、なかなかその辺の実現性に向ける計画というものは難しいかと思うので、それも今後検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） 町民の皆さんの要望とか期待にもなるべくこたえるということも、できれば大事なことやないかなというふうに思うんです。金額はかなりの多額の予算がかかるというふうなものについてはなかなか、そうですか、ほんじゃあ、どうぞというふうなわけにはいかないというふうに思いますけど、十分頭の中へ入れて今後の対応を考えていただきたいなあというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 参考にさせていただき、その辺を考慮しつつ前へ進んでいきたいと思いません。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） それでは、ちょっと質問します。

これ9時から3時まで、3時から5時まで全部、昼も夜も使用時間、使用料金は同じっちゃうことで、これ当然昼間使われるときも電気を、照明を使われるということなんでしょうけど、前のところで1,500円ですね。ほんで、今後三川小学校で660円。

これ両方とも1時間電気代どれぐらいかかりやるんかということ、ほんで、そして660円になりましたね。前は500円までだったんですか。その500円からこれに、660円に使用料は上がったという、なぜ上げたのかという、その理由をお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 1時間当たりの電気使用料幾らかということですが、そこまですりゃちょっと調べたことはありません。ただ、かなり使用料の決定につきましてはかなり古い話なんで、どのように決められたかということとはちょっと詳しくは聞いてはないんですが、一応電気の使用料をもとに決めたというふうに聞いております。

それと、今言われた500円を660円になぜ変えたかということですが、一応三川小学校の使用料は3時間以内500円ということで徴収しておりました。今回4時間という、1時間ふえましたんで、割り戻した形でこの金額にさせていただいております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 当然この昔の値段決められたときのその根拠づけっちゃうのはわかりにくいということはちょっとわからんでもないんですけど、新たに三川小学校の体育館を使われるのに、この料金設定のときにはある程度のこの値段に設定したちゃう根拠づけっていうのがありますね。ただ、3時間以内で500円っていうより、もうちょっと明快な、電気使用料でどれぐらい要ると、つくとか、そういうある程度のもう少し詳しい説明となぜこの金額にしたの

かっちゅう根拠づけはちょっと欲しかったですけどね。

一遍ちょっとどれぐらいかかるもんかという電気代のあれでも調べていただきたいと思いま  
す。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 時間当たりの電気使用料どれぐらいかかるか、一応調べてはみたいと思  
います。ただ、三川小学校の体育館が那智勝浦町の体育センターに変わるにおいて、何ら施  
設をさわったりとか、改造をしたり、全くしておりません。だから、現実に地域の方が利用さ  
れて、現在も利用されております。その方らが引き続いて利用されることになろうかと思うん  
ですが、何ら施設が改修なり、変わらない状況の中で使用料が変わってしまうという、それこ  
そちょっと根拠が出てきませんので、今言いましたように3時間を4時間に変えるに当たって  
割り戻してこの660円に決定したというふうな経過でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第33号 平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（森本昇夫君） 日程第20、議案第33号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）  
を議題とします。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時37分 休憩

15時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

日程、議案につきまして再度申し上げます。

日程第20、議案第33号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第33号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,486万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,189万8,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額70億4,703万2,000円、補正額8,486万6,000円、計71億3,189万8,000円となっています。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から款8の消防費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額、ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

起債の目的欄、過疎対策事業ですが、借入限度額の確定により補正をお願いしております。

その下、5ページです。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、5ページに歳入、次のページに歳出を記載しております。

7ページをお願いいたします。

2の歳入です。款10地方交付税につきましては、補正額397万4,000円を計上してございます。

9ページをお願いいたします。

3歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金補助及交付金140万2,000円につきましては、地域活性化対策事業補助金として高津気区民会館水洗化工事及び長井クラブ外壁塗装工事をそれぞれお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

中ほどですが、款4衛生費、目9病院費、節28繰出金5,600万円につきましては、町立温泉病院事業会計への繰出しです。

その下、11ページをお願いいたします。

款8消防費、目5災害対策費、節11需用費62万2,000円につきましては、町立温泉病院建設に伴いまして津波緊急避難場所に指定しておりました体育センターがとり壊れされることになり、地域住民の方々からの強い要望もあり、民有地であります葉のモリヤマさん、裏山の高台を、所有者の了解を得て緊急避難場所に指定することになりましたけれども、夜間は外灯もな

く暗いために、今回避難誘導灯20基と入り口に津波緊急避難場所であることがわかるよう看板の設置費用をお願いするものでございます。次の節13委託料、説明欄記載の地震計移設業務委託料60万円につきましても、病院建設に伴いまして移転を余儀なくされたことによるものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節17子育て支援対策臨時特例交付金176万2,000円につきましては、県の安心子ども基金、子育て支援対策臨時特例交付金を活用いたしまして、地域の創意工夫によりそれぞれの実情に応じた子育て支援等を推進し、地域の子育て力の向上や子育て人材の育成に取り組むための10分の10の補助金でございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目11福祉健康センター費、節18備品購入費、補正額44万円につきましては、地域改善機能回復センター備えつけのマッサージ機が故障により使用不可となり、2台のマッサージチェアの購入費をお願いするものでございます。以前は寝台用と合わせ4台ございましたが、現在機能しているのは1台のみとなっております。使用頻度も高く整備充実を図るものでございます。

10ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節18備品購入費、補正額58万8,000円につきましては、勝浦学童保育所における夏場の入所申し込みが多く、熱射病防止のため2教室へのエアコン2基の設置をお願いするものでございます。節19負担金補助及交付金、補正額176万2,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました子育て支援対策臨時特例交付金を受け、地域の創意工夫により地域における子育て力をはぐくみ、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細かな子育て支援活動を促進するため、講演会並びにコンサートを開催するための費用でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課について御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

10ページの一番下の行になります。款5農林水産業費、項3水産業費、目2水産振興費、補正額2,275万3,000円、節区分負担金補助及交付金、説明欄に産地協議会負担金と、このように記載させていただいております。この産地協議会という言葉はまだ聞きなれない部分がございますが、本年から農林水産省関係の補助金はこういう各自治体と各その、漁業の場合は水産関係者等々で会をつくって、そこでもんだものに対して国から直接補助金を出すという制度に



変わるようであります。そういうことで、今まで私どもこれまで勝浦の海を活用した地域活性化を検討する会という会を勝浦の役場と勝浦の漁協、東漁協の那智支所、それから観光協会、旅館組合、商工会等々で話し合っておりました。それをこういう産地協議会というふうに名称を変更させていただいて、その中で今後この勝浦かいわいの海岸及びその付近を活用していく、そういうことを検討しておりました。その中で、今回この補助金で国のほうに申請しております部分につきましては、小金島漁港の港内のしゅんせつ、4,800立米ほど予定しております。それと、漁業者がおじゃ浦海岸等々で漁業をしているときに地震等の災害が起こったとき、避難できやすいように避難路の設置と。ざっくりばらんに言えば遊歩道を活用、再利用できるような形をとりたいと、水産のほうの補助金であっちに手をつけていきたいと。それと、もう一つがおじゃ浦の岩盤が落ちかけております。そこをもとへくつつける、岩盤の接着、それに関する補助金を2分1で国のほうにいただいて、2分1、町からその産地協議会に負担すると、そういうものでございます。ぜひとも御審議、御可決いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について説明をさせていただきます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。款15県支出金、項2県補助金、目8土木費補助金、節1地域グリーンニューディール基金補助金63万円については、説明欄記載のLED防犯灯導入推進事業の補助金を受け入れるものであります。

次に、11ページをお願いします。

歳出でございます。款7土木費、目1道路維持費、節15工事請負費69万9,000円につきましては、説明欄記載のLED防犯灯取りかえ工事であります。施行箇所につきましては井関、八反田地区の14灯について取りかえ工事を予定しております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません、一点だけお尋ねします。

10ページの水産振興費なんですけど、これ小金島のしゅんせつと、ほんでその道路関係でしたか、その小金島のしゅんせつと、でもう一つ何かでしたかね……

〔「遊歩道」と呼ぶ者あり〕

遊歩道。遊歩道はもうあそこから何メートルぐらいずっと続いてあるんか、それ全部使えるように、遊歩道歩けるようにするという目的なのか、もう一つ岩場の石の落石の防止ですか、それにどれぐらい、その3つの工事の大体の説明と、ほんでその3つにどれぐらい、これ2分の1といったら4,000万円ちょっとですね、その大体内訳、どれぐらいの工事金額になるのか、教えてください。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） ただいま御質問の件でございます。

小金島のしゅんせつで、先ほど言いました4,800立米で大体1,900万円。これもしゅんせつした土の捨て場所と申しましょうか、それが以前は動鳴気の海岸で埋め立てしてございまして、そこに串本町と話してオーケーいただいておって、それがだめになったということで、ちょっと小金島のしゅんせつも様子を見ておったわけですが、今回また動鳴気のほうで4,800立米であればオーケーという答えが出ましたので、今回慌てて国のほうに申請させていただいてさせていただくことにしております。

そして、ほかの分につきまして、工事について御説明申し上げます。

今回水産の補助金でいきますので、遊歩道ではなく漁業者の避難道の整備ということであります。それで、延長が300メートル。浦島のほうにもお話しさせていただきまして、現在のあの勝浦の勝浦漁協のあそこからおじゃ浦の遊歩道始まっておりますが、浦島の駐車場まで行けるようなことをお願いして、あそこから全部向こうまで行き切れるというふうにしております。そして、モルタル吹きつけが309平米、岩盤接着工法で1立米、そして避難道の防護さく340メートルということになります。

金額的には避難施設のほうで2,600万円、しゅんせつで1,900万円、計4,500万円を予定しております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 11ページ、災害対策費、これ地震計移設とあるんですけども、那智勝浦町には地震計幾つぐらい設置してあるのかということと地震計はどういう設置基準があるのか、その2点について質問いたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

現在那智勝浦町にありますこの地震計なんですけども、教育センターの裏にあります。以前は消防の裏に、それは有線で消防の県への報告するシステムとつながってますんで、消防本部の余り離れたところへ置けないということで、現在地震計は1つです。

基準というんでしょうか、基準でしたかね。設置。済いません。

[2番蜷川勝彦君「地震計を設置するのはどのようなところへ設置するのか。今おっしゃったように例えば消防署の近く、県へ震度を伝えやすいようなところとか、それから岩盤へ設置するとか、いろいろあるかと思うんですけども、それについてお伺いいたします」と呼ぶ]

わかりました。消防の裏にありますときは、ちょうど新宮市のほうが震度が高い、那智勝浦町のほうが震度が低いということもございまして、現在の教育センターの裏に設置をし直したわけなんですけども、今回病院建設ということで、またもとの場所へ一時仮置きをさせていただいて、その場所が、下に岩盤があるということで、ちょっとその震度、新宮市より、新宮市

は地盤が弱いのかどうか知りませんが、同じような紀南地区の地震に対して那智勝のほうが震度が小さいということもございました。今回建設に伴いまして、もとの場所なんですけども、病院建設の土地が整備できました時点で建設の用地の隅へでもまた移転を考えてございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） お尋ねします。

うかつとして聞いておったんで、えらい今引地議員が質問をされたんで、ああ、これはどんなかなあというふうに思いまして、ちょっと説明していただきたいと思います。

この産地協議会というのは、この事業のしゅんせつとそこの遊歩道の修繕、その事業主体になるということですか、それとも、国が事業主体になるということもおかしいですね、この小金島の漁港は町のものであるんでね。そこらあたしがどこが事業主体になるんですか。ちょっとその辺、お教え願いたい。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 確かに小金島漁港、町管理の漁港であります、今回国のほうの補助金の制度が、今までハード面は町がやって、ソフト面がこういう団体ということでありましたが、ハードもソフトもできるように産地協議会をつくってそこにやっていただくと。当然事務局は役所になりますので、実際に行うのは役場になりますが、実施主体は産地協議会になるということになります。これはまた農業のほうもそういう形に変わってくるということでもあります。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 漁会とか、那智の漁会、和歌山県の東漁業協同組合というんですか、そこに技術屋なんかありませんね。そこが実施主体になっても、これだけの大きな事業をよう統括していくかと。そうすると疑問がありますね。だから、うちの建設課あたしで指導をしていくと、工程管理もしていくと、そういうことになるんですか。おかしな話ですね、国も。というのは、小金島の漁港は町管理漁港ですんで、あそこの係船料もいただくんでしょう、町が。ええとこどりやって、まあまあもちろん町も2,250万円も出すんですけどね。今までだったら町がやって、それを県なり国なりが補助金みたいな形で負担してもらおうというような形とっておりました。これからこういう形になるんですかな。なるほど。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 新しくことしからこういう制度に、1次産業部門、農林水産、こういう産地協議会を各地でつくって、そこに対して国から直接お金を支払うと、そこに対して町も負担金を払いなさいと。事務局は市町村役場が持ちなさい。実際そうすると、受益者である勝浦の漁業協同組合なり、そこらも産地協議会の一構成メンバーになっておりますので、そちらのほうと協議しながら、事業終わった後の評価、それまでこの産地協議会でやっていきなさいということで、国が直接、県も通らずに、町も通らずに産地協議会へ金を出していただく。そういう、補助金の流れがちょっと変わってきましたので、ちょっと私どももまだ理解不

足のとこあるんかもわかりませんが、そういうふうに今のところ理解させていただいております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それであれですかね、この2,250万円は形式的に受益者が負担すると。事業者負担分と。事業者ですね。これ事業主体がここの産地協議会。ほいたら、そういう形で、だけどそれを町がまた補助金か負担金か知らんけど、そういう形でその産地協議会へその分を渡すと、そういう理解でよろしいんでしょうね。何か整合性ないような気がするけど、そういう、こじつけて整合性をつくるんでしょうかね。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 受益者負担といえますか、それは町であるのか、漁協であるのかはあれですが、町から協議会へ2,250万円出して、国から同額の2分1の2,250万円いただくと。その中で事業を遂行していくということでもありますので、町の持ち分は2分1で済むということで、また議員の今の質問にちょっとぴったり符合はしていないんですが、何と言ったらいいんでしょう、ほか構成メンバーから新たに受益者負担を求めると、そういうことは想定はしておりません。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほどの件なんですけど、構成メンバーの中で協議体ということですね。東漁協や勝浦漁協や町と商工会、観光協会ですか、その合議体の中でこういう予算が欲しいっていう、例えば町が反対したとしてでも決定した場合、国の予算がおりたら、2分1の、そのときの割合が違うと思うんですけど、2分1の予算を町が出さなあかんということですか、それは。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 決してそういう意味合いではございませんで、この産地協議会、町もちろん入っておりますので、その中で合議して、また町と話しなければ、もし町の合意なしでやったら、産地協議会の構成メンバーで国の出資金以外のお金をまた自分たちで調達していただいて自分たちでしていただくという形になろうかと思えます。ですから、町はあくまでも主導権とりながらやっていく組織です。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ということは、メンバーの中の町のメンバーがオーケー出さんかったら、予算は成立せんということですね。はい。

〔観光産業課長瀧本雄之君「はい、そういうことです」と呼ぶ〕

○議長（森本昇夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） 一点お尋ねします。

10ページの先ほどから質疑されております小金島のしゅんせつの件なんですけど、以前この小金島のしゅんせつをやられたときに、工法的にしゅんせつ船が、大きい船が来たもんで、港内へ入れなんで小金島の入り口のところでしゅんせつしたもんで、小金島の港内が全然しゅんせつ

されてないということでえらい苦情があって、さらにイカの産卵地であるところ皆砂とってしもうて、港内はそのままやという状況だということでございます。ぜひしゅんせつするしゅんせつ船の選択を十分考えていただかなければ、せつかくの4,800立米ですか、このしゅんせつがまたもや無駄になるというふうなことはないように、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 小金島のしゅんせつの件でございます。

確かに以前大型船でしゅんせつを試みたところ、意外に浅く、航路を設定している間に予定数量になってしまったと、別に外を掘ったわけではないのであれなんですけども、今回湾内、港内までぜひとも入って、港内のしゅんせつを行いたいということで計画しております。4,800を計画しておりますので、また航路も若干、前のときも入り口まで行き切ってませんので、また若干入り口までの航路のしゅんせつもせないかんかわかりませんが、ぜひともそういうことで、以前は小型船でできたんですが、小型船でいくとかなり割高になるということで大型船を計画させていただきましたので、また今回も事業費等、金額等見ながら、そういう工法、船の大きさ等も含めて今後検討していきます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第34号 平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第21、議案第34号平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第34号について御説明申し上げます。

議案第34号平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

4ページをお願いします。

歳入でございます。歳入の補正はありません。

歳出でございます。款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金、補正額90万円の減につきましては、デイサービスセンターゆうゆうの施設修繕に伴い施設維持協力金として納められる260万円のうちから一般会計繰出金を減額して修繕等の歳出に充てるものでございます。

款3総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節11需用費、補正額40万円につきましては、デイサービスセンターゆうゆうの裏側にありますテラスの手すり部分が腐食しぐらついているため、安全面を考慮し今回修繕をお願いするものでございます。節18備品購入費50万円につきましては、デイサービスセンターゆうゆうの相談室及び会議室の空調設備がふぐあいになり機能が果たせないため、今回エアコン2台の整備をお願いするものでございます。

なお、この部屋は地区活動等にも開放利用されており、また選挙の投票所としても利用しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いませぬ、先ほどの議案のときでも空調のちょっと変えるようなやつもあったんですけど、このゆうゆうのテラス、ほんで空調、これ空調一式ですか、ちょっと説明、濟いませぬ、2台とかなんとかと言うたように思うんですけど、こういうやつ、町長、これどんなんですか、これ入札で行っているんですか、それとも見積入札みたいな形をとってあれされているのか、濟いませぬ、ちょっと説明お願いします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） こういう修繕及び空調につきましては見積入札で実施させていただいております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） そしたら、この見積入札ということは、その見積もり業者の選択って、町長、どないしているんですか、その町内業者の中にこの関連した業者すべてに見積入札を出されているんか、ほんで今後のことですので、これどういう予定されているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 見積もりにつきましては町内の方、電気屋さんでしたら町内の方を優先して見積もり依頼をしております。特に、これは太田地区にありますんで、太田地区の方は

必ず入れて実施しております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 先ほど勝浦のでもありましたね。これ当然、僕らでもそうなんですけど、昔から町の仕事したかったら指名に入りなさいと言われていろいろ、僕らも議員になる前ですけど、書類調べて指名業者に入れさせていただいてたんですけどね。

当然この民間企業、民間というか、民間が仕事少なくなつた以上、やっぱり幾ら見積入札にしろ、なるべく町内、町に対して指名に届けている業者に対しては全員に同じラインで平等の立場で入札できるようにしてあげてもらいたいものです。どうですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように、指名の業者を重点的に見積もりをするようにしていきたいと思います。なかなかできない業種があればまた別ですけども、できる限りはそのような方向でやっていきたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） ほんで、そうして先ほど太田地区とか、そういつて言いましたけど、別に勝浦全体でやったらいいんですよ。少ない業者の集まりですからね、宇久井の工事するのが太田地区、同じ那智勝浦町ですからね、別に太田地区とかそんなに限定せずに町内業者、指名に入れている業者に平等にできるようにしてあげてください。お願いします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 町内平等にさせていただきます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第35号 平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（森本昇夫君） 日程第22、議案第35号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君） 議案第35号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条、資本的収入及び支出にそれぞれ1億1,200万円を追加するものです。

第3条には起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を定めていますが、新病院建設事業の起債、前回補正額1億550万円に5,600万円を追加し、1億6,150万円に改めるものです。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。2ページの実施計画を詳しくしたものです。

資本的収入ですが、項1企業債5,600万円、他会計出資金、一般会計からの出資金ですが、5,600万円、補正額、計1億1,200万円を計上しています。

資本的支出については、項1建設改良費、目2新病院建設費、節区分3工事請負費、教育センター等解体撤去工事として1億1,200万円計上しています。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 2点質問と1点お願いがあります。

3ページの下教育センター等解体撤去工事ですが、この解体撤去工事に伴いまして多分工事車両ですとか、さまざまな資材が現場に置かれると、図書館の入り口のあたり、だから駐車が非常にしにくくなると思うんで、図書館の駐車場の確保がどうなっておるのかということ、教育センターの奥の体育館はあの辺の地区の地震の際の一時避難所になってましたので、それが撤去、なくなるということについて、特に朝日地区が関係するんですかね、その辺の区長さんですとか、区の役員さんとどのような了解というんですか、お話をしているかということ、その2点が質問で、もう一点は周辺の方から言われたんですけど、工事車両が頻繁に出入りするんで、子供さんたちが、生徒・児童が図書館に行くときの安全確保を厳重にやっていただきたいという要望を受けていますので、よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君） 図書館周辺の駐車場の件なんですけど、一応今現在進めてますのは、建設課が前回3月の補正した消防署の前の道路用地なんですけども、あそこのとこへと、そして図書館については仮囲いをしまして安全性を確保したいとは思っています。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。



○参事（総務課長）（潮崎有功君） 避難場所の関係でございます。

先ほど議案第33号で説明もさせていただきました。モリヤマさんとこの裏の高台、そこへ先ほど誘導灯を20基つけて一時避難場所として確保した。そういう資材の置き場所であるとか、避難場所の、それはまた区の役員さん方と話をしていきたいと思います。とりあえず、一時避難場所としてモリヤマの裏の高台を持ち主に了解を得て確保したということでございます。

○議長（森本昇夫君） 11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） わかりました。図書館の駐車場についてはじゃあ、国道の端の飲食店の跡の駐車場ということだと思うんですが……

〔「飲食店の裏や」と呼ぶ者あり〕

飲食店の裏。わかりました。

その避難所が新たにモリヤマさんの後ろの山になるということであれば、また周辺地区から今度指定場所が、正式な指定場所にするかどうかはまだわからないと思いますけど、なるべく早く周知のほうをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） はい。それで。済いません。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 済いません、その教育センター等の解体撤去工事なんですけど、これは教育センターとその裏の体育館とほんでその前に一心でしたか、昔の一心ですね、あそこの建物の工事、解体も含まれての予算なのか、ほんで解体工事されるときに教育センターと後ろの体育館をまとめて発注する予定なのか、ちょっとお聞かせください。

もう一つ、済いません。当然だと思うんですけど、当然そのときに工事に対して曾根議員も心配されていたように仮囲いもするでしょうし、当然ガードマンも配置されると思うんですが、それも念のためにお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 総務課新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君） 消防署の前の土地の建物については予算が別なので、違います。病院で出しているのは教育センターと体育館ということになってます。

それで、別々にするんかという話なんですけど、狭隘地の解体となるため、同時にしたいと思います。

そして、先ほど言われたように、図書館の仮囲い及び安全対策については十分やっつけていかなあかんかなとは思ってます。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 一心のほうはもとが、もとというか、あれが違うということで別工事。またあれも、ほんなら解体費用かかるんですね。一緒にできたら、この費用の中に含まれたらありがたいのになと思うて、ちょっと聞かせてもろうたんですわ。

この教育センターと奥の体育館の工事、そしたらこういう、今現在こんだけの予算出てるん

で、大体どれぐらいの予算で、教育センターは教育センター、ほんで体育館は体育館でちょっと教えてもらえたら、教えてください。

そして、できること、当然この仕事の少ないときに、これどう、1本にせずに2本に分けることはできないのか。なぜ1本、2本に分けたら高なるとか、そういうことは絶対ないと思うんですけどね。1本になされた根拠。できたら2本にできないものかという、それもちょっとお聞かせください。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 10番議員さんの言うのはよくわかるんです。ただ、今入り口等狭い、今言う消防署を左、右に図書館等があります、それでダンプ10トンのが多分出入りすると思うんです。それとほかに囲い、よく御存じだと思んですけど、防音壁というんか、仮設をやらなくてはならないと。そうすると、手前の工事と奥の工事2つに分けると、2つの業者が入った場合に、手前の業者は手前の業者入る、奥の入っていく。通りにくいんですよ、奥の業者が。横にほんで町道もありますし。そういうのを考えた場合に、もう一発で手前から壊しても、ほんで奥へ行くというような工程で今進んでおります。そういうので、1つでいきたいと思うてます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時54分 散会